

令和2年 4月 1日

（宛名）野田市議会議長

会 派 名 政清会

経理責任者名 中村 裕介



野田市政務活動費収支報告書

次のとおり平成31年度（令和元年度）野田市政務活動費に係る収入及び支出について報告します。

1 収 入

政務活動費 3,060,000円

2 支 出

（単位：円）

科 目	金 額	備 考
調査研究費	1,405,632	調査研究（講師謝礼など）行政視察①（名取市、横手市、二戸市）②（ハッ場ダム、茂木町）③（和歌山市、橿原市、守山市）
研 修 費	102,836	議員研修会
広 報 費	0	
広 聴 費	8,336	会場代、飲み物代
資料作成費	164,112	パソコン賃借料、複写機使用料
資料購入費	14,586	全国都市の特色ある施策集 他
備品購入費	22,248	エレコム無線一式
その他の経費	150,550	インク代 他
合 計	1,868,300	

3 残 額

1,191,700円



政務活動費収支内訳 平成31年度

会派名

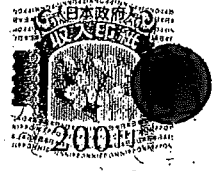
政清会

(円)

月日	項目	摘要	収入	支出	残額	備考
5/7	政務活動費	平成31年度	3,240,000		3,240,000	
	調査研究費	「新しい社会的養育ビジョン」に関する研修会		50,246	3,189,754	
	資料作成費	電算機器リース料 4月分		12,960	3,176,794	
5/22	備品購入費	エレコム無線AP 一式		22,248	3,154,546	
6/5	資料作成費	電算機器リース料 5月分		12,960	3,141,586	
6/11	調査研究費	「子ども家庭総合支援拠点」に関する研修会		63,922	3,077,664	
6/19	その他の経費	筆記用具		5,637	3,072,027	
6/27	資料購入費	図書1 令和元年度版全国都市の特色ある施策集、図書2 少子化に対応した学校教育充実の処方箋、図書3 Q&A児童虐待防止ハンドブック、図書4 Q&A自治体のための空き家対策ハンドブック、図書5 いちからわかる道路管理の知識&雑学		14,586	3,057,441	
7/2	資料作成費	電算機器リース料 6月分		12,960	3,044,481	
8/2	資料作成費	電算機器リース料 7月分		12,960	3,031,521	
8/19	調査研究費	行政視察(名取市、横手市、二戸市)		633,278	2,398,243	
8/20	広聴費	意見交換会		8,336	2,389,907	
8/21	政務活動費	一部戻入(鶴岡議員逝去による)	-180,000		2,209,907	
8/27	その他の経費	コピー用紙代		2,041	2,207,866	
9/2	その他の経費	インク代		8,553	2,199,313	
9/4	資料作成費	電算機器リース料 8月分		12,960	2,186,353	
10/2	資料作成費	電算機器リース料 9月分		12,960	2,173,393	
11/1	調査研究費	行政視察(ハッ場ダム、茂木町)		49,060	2,124,333	
11/5	資料作成費	電算機器リース料 10月分		12,960	2,111,373	
11/15	その他の経費	住宅地図(製本/野田版)		20,790	2,090,583	
11/15	その他の経費	住宅地図(デジタウン/野田版)		27,170	2,063,413	
12/4	資料作成費	電算機器リース料 11月分		12,960	2,050,453	
12/27	調査研究費	行政視察(和歌山市、橿原市、守山市)		609,126	1,441,327	
1/7	資料作成費	電算機器リース料 12月分		12,960	1,428,367	
2/4	資料作成費	電算機器リース料 1月分		12,960	1,415,407	
2/10	その他の経費	インク代		2,794	1,412,613	
3/4	資料作成費	電算機器リース料 2月分		12,960	1,399,653	
3/17	研修費	議員研修会		102,836	1,296,817	
3/24	資料作成費	複写機使用料		8,592	1,288,225	
3/23	その他の経費	インク代		83,565	1,204,660	
3/31	資料作成費	電算機器リース料 3月分		12,960	1,191,700	

領 収 書

野田市鶴奉7番地の1
野田市議会 政清会
代表 竹内美穂様



金50,000円也

但し、研修会講師料として

上記の金額正に受領いたしました

平成31年4月24日

氏名 奥山真紀子

住所

[Redacted address line]

[Redacted address line]

領収書

様

[販売]		
82円普通切手	3枚	¥246
82円		
小計		¥246
課税計		¥0
(内消費税等		¥0)
非課税計		¥246
合計		¥246
お預り金額		¥10,000
おつり		¥9,754



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2019年 4月16日 18:16
担当：[REDACTED]
発行No. 190416J0423 端P62箱01
連絡先：川間郵便局
TEL:0570-943-639

(別紙3)

②政清会

旅費支出内訳書

会派名 政清会

視察日	令和 元年 6月 11日 (火)			1日間		
視察場所	日本大学三軒茶屋キャンパス					
調査事項	・「子ども家庭総合支援拠点」に関する研修					
参加人員 1人	支出	内 訳			領収書	付外
	50,000	講師謝礼	50,000 円	○	No2-1	
	2,160	飲み物代	2,160 円	○	No2-2	
	82	通信運搬費	82 円	○	No2-3	
6月11日	2,460	自家用車 (往復)	(木間ヶ瀬・野田市役所經由世田谷区) 20 円 × 123 km			
	2,740	自家用車 (往復)	(関宿台町・野田市役所經由世田谷区) 20 円 × 137 km			
	3,240	有料道路通 行料	(流山 ~ 三軒茶屋) 1,620 円 × 2 台			
	3,240	有料道路通 行料	(三軒茶屋 ~ 流山) 1,620 円 × 2 台			
	0		(~) 円 × 人			
	0		(~) 円 × 1 人			
合 計	63,922					

領 収 書



野田市鶴奉7番地の1
野田市議会 政清会
代表 竹内美穂様

金50,000円也

但し、研修会講師料として

上記の金額正に受領いたしました

令和元年6月11日

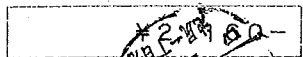
氏名 鈴木秀洋

住所

LAWSON

池尻一丁目店
東京都世田谷区池尻1-9-10
電話: 03-3424-5376
店#: #1 91134 責: 01
令真又言正
(クレジット売上票)

様



(内消費税等)

但し 課税

非課税

2019年 6月11日

※本書保管上のお願い
財布・手帳等にはさんで保管戴く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願いいたします。

領収書

様

[販売]		
82円普通切手		
82円	1枚	¥82
小計		¥82
課税計		¥0
(内消費税等)		¥0)
非課税計		¥82
合計		¥82
お預り金額		¥100
おつり		¥18



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2019年 6月12日 9:15
担当:
発行No. 190612J1683 端N22箱02
連絡先: 川間郵便局
TEL: 04-7129-3176

旅費支出内訳書

会派名 政清会

視察日	令和 元年 8月 20日 (火) ~ 令和 元年 8月 22日 (木) 3日間					
視察場所	①宮城県名取市 ②秋田県横手市 ③岩手県二戸市					
調査事項	① 防災・減災の取り組みについて ② スポーツによるまちづくりについて ③ 公民連携によるまち再生事業					
参加人員 11人	支出	内 訳			領収書	チケット
	5,000	保険代	500 円	× 10 人	○	№3-1
	9,396	お土産代		9,396 円	○	№3-2
8月20日	463	東武アバンパ-ク ライン乗車券 (運河 ~ 大宮)	463 円	× 1 人		
	463	東武アバンパ-ク ライン乗車券 (梅郷 ~ 大宮)	463 円	× 1 人		
	1,233	東武アバンパ-ク ライン乗車券 (野田市 ~ 大宮)	411 円	× 3 人		
	822	東武アバンパ-ク ライン乗車券 (清水公園 ~ 大宮)	411 円	× 2 人		
	411	東武アバンパ-ク ライン乗車券 (七光台 ~ 大宮)	411 円	× 1 人		
	720	東武アバンパ-ク ライン乗車券 (川間 ~ 大宮)	360 円	× 2 人		
	96,100	J R乗車券 (大宮 ~ 仙台駅) (通し切符 盛岡駅まで)	9,610 円	× 10 人		
	49,400	東北新幹線や まびこ203号 (大宮 ~ 仙台駅)	4,940 円	× 10 人	○	№3-3
	2,400	J R乗車券 (仙台駅 ~ 名取駅)	240 円	× 10 人		
	2,400	J R乗車券 (名取駅 ~ 仙台駅)	240 円	× 10 人		
	0	J R乗車券 (仙台駅 ~ 北上駅) (通し切符 盛岡駅まで)	0 円	× 10 人		
	33,100	東北新幹線や まびこ51号 (仙台駅 ~ 北上駅)	3,310 円	× 10 人	○	№3-4
	87,480	宿泊代 (10人分)	8,748 円	× 10 人	○	№3-5
	20,000	夕食代 (10人分)	2,000 円	× 10 人	○	№3-6
小 計	309,388					

③政清会

	支 出	内 訳	領収書	枚数
8月21日	0	JR乗車券 (北上駅 ~ 横手駅) (通し切符 盛岡駅まで) 0 円 × 10 人		
	0	JR乗車券 (横手駅 ~ 盛岡駅) (通し切符 盛岡駅まで) 0 円 × 10 人		
	117,720	宿泊代 (10人分) 11,772 円 × 10 人	○	領3-7
	20,000	夕食代 (10人分) 2,000 円 × 10 人	○	領3-8
小 計	137,720			

③政清会

	支 出	内 訳	領収書	チケット
8月22日	19,500	I G Rいわて銀河鉄道 (盛岡駅 ~ 二戸駅) 1,950 円 × 10 人		
	89,600	J R乗車券 (二戸駅 ~ 大宮駅) 8,960 円 × 10 人		
	63,100	東北新幹線はやぶさ20号 (二戸駅 ~ 大宮駅) 6,310 円 × 10 人	○	No3-9
	463	東武7-パ'ンパ'-ク ライン乗車券 (大宮駅 ~ 運河駅) 463 円 × 1 人		
	463	東武7-パ'ンパ'-ク ライン乗車券 (大宮駅 ~ 梅郷駅) 463 円 × 1 人		
	1,233	東武7-パ'ンパ'-ク ライン乗車券 (大宮駅 ~ 野田市) 411 円 × 3 人		
	822	東武7-パ'ンパ'-ク ライン乗車券 (大宮駅 ~ 清水公園) 411 円 × 2 人		
	411	東武7-パ'ンパ'-ク ライン乗車券 (大宮駅 ~ 七光台) 411 円 × 1 人		
	720	東武7-パ'ンパ'-ク ライン乗車券 (大宮駅 ~ 川間駅) 360 円 × 2 人		
	9,858	キャンセル料		
小 計	186,170			
合 計	633,278			

当初11名で視察する予定でしたが、旅行会社へ支払い後、1名が不参加となりました。

領収書は11名になっていますが、キャンセル料を計算の上10名の支出になっています。

※キャンセル料：乗車券220円、特急券330円、宿泊費20%

$$220円 \times 3路線 + 330円 \times 3路線 + 20,520 円 \times 40\% = 9,858円$$

① 調査研究費(No3-1)

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

国内旅行保険 契約証兼保険料領収証 (個人用)

当社は下記保険契約の締結および保険料領収の証として本契約証兼領収証を発行します。

契約者 : ノダシギカイ セイセイカイ カ) タケウチ ミホ様

被保険者 : 別紙明細の通り

被保険者数 : 11名

保険期間 : 2019年08月20日から2019年08月22日まで	契約証番号 : E024460274	保険料 (一括払) : ¥5,500	3日間	タイプ : 53
補償項目および1名あたりの保険金額 : 明細券のとおり	発券枚数2枚			
国内旅行傷害保険特約付帯	印紙税申告納付につき京橋税務署承認済			
その他の特約は、明細券およびご契約のしおりにてご確認ください。				
領収発行日 : 19-08-06	連絡先 : JTB 3205 千葉西支店	契約日 2019. 08. 06 049SL9-01001		



* 保険約款については別紙をご参照ください。
* 契約者住所は申込書記載の通り。

1175 0010018

① 調査研究費(No3-2)

領 収 証

野田市議会 政清会 様

No. _____

★ ￥ 9,396-

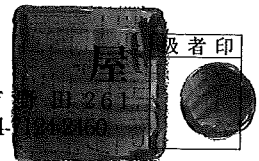
但し 品代とV2

R1年 8月 2日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

株式会社 大 川 屋
〒278-0037 千葉県野田市
TEL. 04-7124-2461 FAX. 04-



① 調査研究費(No 3-3)

領 収 証

JTB



No 02010198276-02-30
2019年 8月 6日

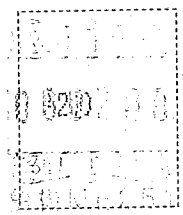
野田市議会 政清会 様
下記の金額正に領収いたしました

¥ 54,340 ※

但し 8月20日 JR乗車券代金として (JR特急券)

大宮-仙台 ¥940円 × 11名

ご入金内訳
2019/08/06 現金 ¥54,340



出納責任者 [Redacted] 千葉西支店

取扱者 [Redacted] 047-495-8185

領収個所名、領収者印の無いもの及び金額訂正のものは無効です。

Ⓞ3200023

F 089202
お客様用

① 調査研究費(No 3-4)

領 収 証

JTB



No 02010198276-03-30
2019年 8月 6日

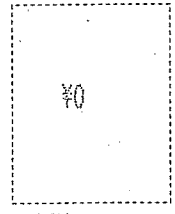
野田市議会 政清会 様
下記の金額正に領収いたしました

¥ 36,410 ※

但し 8月20日 JR乗車券代金として (JR特急券)

仙台-北上 ¥310円 × 11名

ご入金内訳
2019/08/06 現金 ¥36,410



出納責任者 [Redacted] 千葉西支店

取扱者 [Redacted] 047-495-8185

領収個所名、領収者印の無いもの及び金額訂正のものは無効です。

Ⓞ3200023

F 089203
お客様用

① 調査研究費(№3-5)

領 収 証

JTB



No 14599300300-01-61

2019年 8月 6日

野田市議会 政清会 様
下記の金額正に領収いたしました

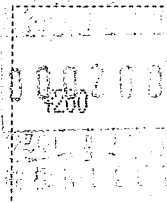
¥ 96,228 ※

但し 8月20日 宿泊券代金として

8,748円 × 11%

ご入金
内 訳

2019/08/06 現 金 ¥96,228



出納責任者

千葉西支店

取扱者

047-495-8185

領収箇所名、領収者印の無いもの及び金額訂正のものは無効です。

④3200023

F 089206

お客様用

領 収 書

2019年8月20日

No.00003338

POS: 001

野田市議会政清会 様

¥20,000

上記正に領収いたしました。
印刷面を内側に折って保管願います。

但し

御食事代として

① 調査研究費(№3-6)

和食ダイニング きたかみ川
〒024-0034
岩手県北上市諏訪町
2-1-5
TEL:0197-62-8805

① 調査研究費(№3-7)

領 収 証

株式会社 JTB



No 14599300300-02-61
2019年 8月 6日

野田市議会 政清会 様
下記の金額正に領収いたしました

¥ 1 2 9 , 4 9 2 ※

但し 8月20日 宿泊券代金として (8月21日分)

11,772円 × 11名

ご入金
内 訳

2019/08/06 現

金

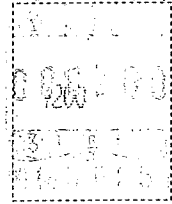
¥129,492

出納責任者

千葉西支店

取扱者

047-495-8185



領収個所名、領収者印の無いもの及び金額訂正のものは無効です。

③3200023

F 089207

お客様用

① 調査研究費(№3-8)

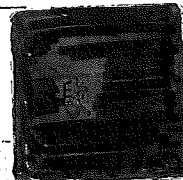
領 収 証

野田市議会政清会様

¥20,000-

2019年8月21日() 但 食事代として
上記正に領収いたしました
びよんびよん舎盛岡駅前店
岩手県盛岡市駅前通9-3
TEL 019-606-1067

0002-



① 調査研究費(No 3-9)

領 収 証

株式会社 JTB



No 02010198276-04-30

2019年 8月 6日

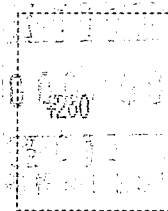
野田市議会 政務会 様
下記の金額正に領収いたしました

¥ 69,410 ※

但し 8月20日 JR乗車券代金として (JR特急券) 8月22日分

シブ-大宮 6,310円 × 11名

ご入金 2019/08/06 現 金 ¥69,410
内 訳



出納責任者

千葉西支店

取扱者

047-495-8185

領収個所名、領収者印の無いもの及び金額訂正のものは無効です。

Ⓜ3200023

F 089204

お客様用

(別紙3)

④政清会

旅費支出内訳書

会派名 政清会

視察日	令和 元年 10月 23日 (水)			1日間	
視察場所	①群馬県八ッ場ダム ②茨城県茂木町				
調査事項	<ul style="list-style-type: none"> ・八ッ場ダム建設事業 ・茂木町有機物リサイクルセンターについて 				
参加人員 1人	支出	内 訳		領収書	枚数
	5,860	お土産代 5,860 円		○	No4-1
	5,000	資料代 500 円 × 10 部		○	No4-2
10月23日	10,520	自家用車 (関宿谷町・野田市役所經由群馬県吾妻郡、栃木県茂木町) (往復) 20 円 × 526 km			
	10,180	自家用車 (木間ヶ瀬・野田市役所經由群馬県吾妻郡、栃木県茂木町) (往復) 20 円 × 509 km			
	13,100	有料道路通行料 (幸手 ~ 関越渋川伊香保 I C) 6,550 円 × 2 台			
	4,400	有料道路通行料 (水戸 I C ~ 柏 I C) 2,200 円 × 2 台			
	0	(~) 円 × 人			
	0	(~) 円 × 1 人			
合 計	49,060				

領収証

政清会

様

No. _____

★ ¥5,860-

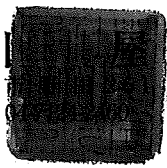
但し 別紙の通り

R1年 10月 8日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

内訳
税抜
金額
消費税額等
(%)

株式会社 大 川
〒278-0037 千葉県野田
TEL. 04-7124-2461 FAX.



扱者印

納品書

令和

平成 元年 10月 8日 NO.

政清会 様

野田せんべい

大川

下記のとおり納品いたします。

大川屋/〒278-0037 千葉県野田市野田261
電話 04-7124-2461(内) FAX 04-7124-2460

摘要	数量	単 価	金額
野田せんべい [*] X2A	2	2,160	4,320
送料	2	770	1,540
小 計			5,860
消費税			含む (460)
税込合計			¥5,860

備 考 ※は軽減税率(8%) 内税額 ¥320
送料 (10%) 内税額 ¥140

① 調査研究費(№ 4 - 2)

No. _____


領 収 書

千葉県 野田市議会 政清会 様

金 5,000 円

但し、視察時資料代として (500 円 × 10 名)

令和元年 10 月 23 日 上記正に領収いたしました。

茂木町会計管理者 河原 弘 明 

担当課 議会事務局

旅費支出内訳書

会派名 政清会

視察日	令和 2年 1月 20日 (月) ~ 令和 2年 1月 22日 (水) 3日間					
視察場所	①和歌山県和歌山市 ②奈良県橿原市 ③滋賀県守山市					
調査事項	① リノベーションまちづくり事業について ② 子ども総合支援センター事業について ③ 自転車を活用したまちづくり推進事業について					
参加人員 11人	支出	内 訳			領収書	チケット
	5,500	保険代	500 円	× 11 人	○	No5-1
	9,120	お土産代		9,120 円	○	No5-2
1月20日	1,320	東武アーバンパーク ライン・スカイツリーライ ン乗車券 (運河 ~ 北千住)	660 円	× 2 人		
	597	東武アーバンパーク ライン・スカイツリーライ ン乗車券 (梅郷 ~ 北千住)	597 円	× 1 人		
	1,791	東武アーバンパーク ライン・スカイツリーライ ン乗車券 (野田市 ~ 北千住)	597 円	× 3 人		
	1,048	東武アーバンパーク ライン・スカイツリーライ ン乗車券 (清水公園 ~ 北千住)	524 円	× 2 人		
	524	東武アーバンパーク ライン・スカイツリーライ ン乗車券 (七光台 ~ 北千住)	524 円	× 1 人		
	1,048	東武アーバンパーク ライン・スカイツリーライ ン乗車券 (川間 ~ 北千住)	524 円	× 2 人		
	113,740	JR乗車券 (通し切符 吉野口駅ま で) (北千住 ~ 和歌山駅)	10,340 円	× 11 人		
	58,190	東海道新幹線 ひかり号 (東京 ~ 新大阪)	5,290 円	× 11 人	○	No5-3
	7,260	特急くろしお (新大阪駅 ~ 和歌山駅)	660 円	× 11 人	○	No5-4
	2,530	和歌山バス (JR和歌山駅 ~ 市役所前)	230 円	× 11 人		
	2,530	和歌山バス (市役所前 ~ JR和歌山駅)	230 円	× 11 人		
	114,950	宿泊代 (11人分)	10,450 円	× 11 人	○	No5-5
	22,000	夕食代 (11人分)	2,000 円	× 11 人	○	No5-6
小 計	342,148					

⑤政清会

	支 出	内 訳	領収書	枚数
1月21日	0	JR乗車券 (通し切符 吉野口駅まで) (和歌山駅 ~ 吉野口駅) 0 円 × 11 人		
	3,080	近鉄吉野線 (吉野口駅 ~ 橿原神宮前) 280 円 × 11 人		
	9,900	近鉄橿原線 (橿原神宮前 ~ 京都駅) 900 円 × 11 人		
	91,960	JR乗車券 (通し切符 北千住駅まで) (京都駅 ~ 守山駅) 8,360 円 × 11 人		
	920	近鉄特急料金 (橿原神宮前 ~ 京都駅) 920 円 × 1 人	○	15-7
	5,290	東海道新幹線 ひかり (京都駅 ~ 品川駅) 5,290 円 × 1 人	○	15-8
	597	東武アーバンパーク ライン・スカイツリー 線乗車券 (北千住駅 ~ 野田市) 597 円 × 1 人		
	80,000	宿泊代 (10人分) 8,000 円 × 10 人	○	15-9
20,000	夕食代 (10人分) 2,000 円 × 10 人	○	15-10	
小 計	211,747			

⑤政清会

	支 出	内 訳	領収書	チケット
1月22日	0	JR乗車券 (守山駅 ~ 北千住駅) (通し切符 北千住駅まで) 0 円 × 10 人		
	49,500	東海道新幹線 (米原駅 ~ 品川駅) ひかり 4,950 円 × 10 人	○	5-11
	1,048	東武アーバンパーク (北千住駅 ~ 川間駅) ライン・スカイツリーライ ン乗車券 524 円 × 2 人		
	524	東武アーバンパーク (北千住駅 ~ 七光台) ライン・スカイツリーライ ン乗車券 524 円 × 1 人		
	1,048	東武アーバンパーク (北千住駅 ~ 清水公園) ライン・スカイツリーライ ン乗車券 524 円 × 2 人		
	1,194	東武アーバンパーク (北千住駅 ~ 野田市) ライン・スカイツリーライ ン乗車券 597 円 × 2 人		
	597	東武アーバンパーク (北千住駅 ~ 梅郷) ライン・スカイツリーライ ン乗車券 597 円 × 1 人		
	1,320	東武アーバンパーク (北千住駅 ~ 運河) ライン・スカイツリーライ ン乗車券 660 円 × 2 人		
小 計	55,231			
合 計	609,126			

領 収 証

No. 341850

令和2年1月14日

野田市議会 政清会 様

¥ 5,500- (内消費税等)

但し 旅行傷害保険代として

- 1. 現金手
- 2. 切込
- 3. 振込
- 4. その他

上記金額正に受領致しました



◎観光庁長官登録旅行業第27

東日観光株

東日観光株式会社
千葉県柏市泉町1
TEL 04(7163)1

扱者名

TNK 21K

領 収 証

政清会

様

No. _____

★ ¥ 9,120-

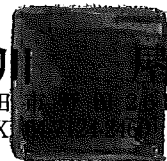
但し 品代として

R1年12月27日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

株式会社 大
〒278-0037 千葉県野田
TEL. 04-7124-2461 FAX



扱者印

領 収 証

No. 341842

2020 年 1 月 14 日

野田市議会 政清会 様

¥ 58,190- (内消費税 〃)

但し JR 特急券として 東京-新大阪 5,290円 × 11名

- ① 現金
- 2. 小切手
- 3. 振込
- 4. その他

上記金額正に受領致しました



観光庁長官登録旅行業第27号
東日観光株

東日観光株式会社
千葉県柏市泉町1-1-1
TEL 04(7163)1900

扱者名

TNK 21K

領 収 証

No. 341827

2020 年 1 月 14 日

野田市議会 政清会 様

¥ 7,260- (内消費税 〃)

但し JR 特急券として 新大阪-和歌山 660円 × 11名

- ① 現金
- 2. 小切手
- 3. 振込
- 4. その他

上記金額正に受領致しました



観光庁長官登録旅行業第27号
東日観光株

東日観光株式会社
千葉県柏市泉町1-1-1
TEL 04(7163)1900

扱者名

TNK 21K

領 収 証

No. 341823

2020 年 1 月 14 日

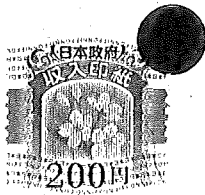
野田市議会 政清会 様

¥ 114,950- (内消費税 〃)

但し 1/20 宿泊代として 10,450円 x 11名

- ① 現金
- 2. 小切手
- 3. 振込
- 4. その他

上記金額正に受領致しました



観光庁長官登録旅行業第27号
東日観光株

東日観光株式会社
千葉県柏市泉町1-11
TEL 04(7163)1900

扱者名

TNK 21K

領 収 証

No. _____

野田市議会 政清会 様

R2 年 1 月 20 日

★ ¥ 22,000-
但し 食事代として

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

〒640-8152 和歌山県和歌山市下中丁59番地
和歌山県和歌山市下中丁59番地102号
TEL 073-433-2751
FAX 073-433-2816

領 収 証

No. 341828

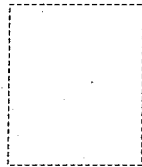
2020 年 1 月 14 日

野田市議会 政清会 様

¥ 920- (内消費税 〃)

但し 近鉄特急券として 橿原神社前-京都 2016/180 (現金手
2. 振込
3. 振込
4. その他)

上記金額正に受領致しました



東日観光株式会社 柏支店
千葉県柏市泉町11-1
TEL 04(7163)1900

扱者名

TNK 21K

領 収 証

No. 341841

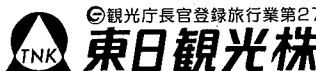
2020 年 1 月 14 日

野田市議会 政清会 様

¥ 5,290- (内消費税 〃)

但し JR 特急券として 京都-東京 5,290円 x 1名 (現金手
2. 振込
3. 振込
4. その他)

上記金額正に受領致しました



東日観光株式会社 柏支店
千葉県柏市泉町11-1
TEL 04(7163)1900

扱者名

TNK 21K

領 収 証

No. 341824

2020 年 / 月 14 日

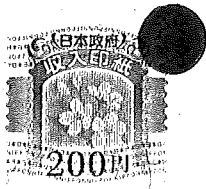
野田市議会 政清会 様

¥ 80,000 (内消費税 〃)

但し 1/2 宿泊代として 8,000円 × 10名

- ① 現金
- ② 小切手
- ③ 振込
- ④ その他

上記金額正に受領致しました



観光庁長官登録旅行業第27号

東日観光株

東日観光株式会
千葉県柏市泉
TEL 04(7163)1900

扱者名

TNK 21K

領 収 証

野田市議会 政清会 様

No. _____

金額

720000-

但し お倉庫代として

2020 年 / 月 2 / 日 上記正に領収いたしました

内 訳
現金
小切手 /
手形 /
消費税額 (%)



収入印紙

近江牛焼肉結

〒524-0037 滋賀県守山市鶴田
077-5

領 収 証

No. 341830

2020年1月4日

野田市議会 政清会 様

¥ 49,500- (内消費税 辛)

但し JR特急券として米原-東京 4,950円×10名
① 現金
2. 小切手
3. 振込
4. その他

上記金額正に受領致しました



観光庁長官登録旅行業第27号
東日観光株

東日観光株式会社
千葉県柏市泉町1
TEL 04(7163)1900

扱者名

預金払戻請求書による振込受付書 振込金受取書 (兼振込手数料受取書)

○お振込は手数料が安くて、便利なATMをご利用ください。

ご依頼日 2年 3月 17日	
フリガナ	フリガナ
金融機関名(漢字)を左つめてご記入ください	
支店名(漢字)を左つめてご記入ください	
銀行	銀行
千葉銀行宛の振込	
銀行以外の場合は○をお付けください。	
<input type="checkbox"/> 千葉銀行	信 <input type="checkbox"/> 農 <input type="checkbox"/> 其 <input type="checkbox"/> 金 組 協 他
預金種目 該当種目に○をお付けください 1.普通 2.当座 4.貯蓄 9.その他	右つめてご記入ください
金額	拾億 千万 百万 拾万 万 千 百 拾 円
金額	¥ 2 0 4 7 2 6
カタカナ お振込先 カ) 千 木 ウ キ カ イ ソ ウ コ ウ ケ シ キ ユ ウ シ ヨ	消費税込手数料 円 ¥ 8 8 0
おなまえ(漢字) 株式会社 地方議会総合研究所 様	■このお振込は、別途定める当行の「振込規定」によりお取り扱いさせていただきます。
カタカナ ご依頼 ノ タ シ キ カ イ	■振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
おなまえ(漢字) 野田市議会 様	■お振込の訂正や組戻しには、別途所定の手続・手数料が必要です。
おところ 千葉県野田市鶴寿7-1	■手数料一括契約の場合は、振込手数料(26)を除く受取書として発行させていただきます。
日中ご連絡可能な電話番号 (04-7123-1730)	納税 23.17 千葉銀行 野田支店 株式会社 千葉銀行

②研修費 NO.1-1, 2の合計 252,411円のうち、
政務活動費より 102,836円支出

④ 広 聴 費 (No 1)

領 収 証

政 清 会

様

No. _____

★

¥ 8,336

但

会議代とお飲みもの

1 年 8 月 2 日 上記正に領収いたしました

内 訳

Restaurant

収 入
印 紙

税抜金額

消費税額等 (%)

栄



コクヨ ウケ-1097

野田市中野台1
TEL 04(7125)8686 FAX 04(7125)8698

領 収 証

NO. _____

野田市政清会様

1 年 5 月 13 日

¥ 12,960 -

但し 貸 貸 料 1

上記の金額正に領収致しました

収 入
印 紙

こころのかようおつきあい

有限会社  又 マ

代表取締役 召 敏 幸

千葉県  間ヶ瀬 3194

TEL  0 2 2 0

FAX (04) 7198-5055

内消費税

現 金	
小 切 手	

係

●J117682

⑤ 資料作成費(No 2)

67Z 領収証

野田市議会政清会様 1年6月5日

¥12,960-

但、品代 (内消費税 円)
ハコジ債借料 上記正に領収いたしました。

こころのかようおつきあい

有限会社 オ マ

千葉県野田市木間
TEL (04) 7198 -
FAX (04) 7198 -

J92499

領 収 証

NO. _____

野田市政清会 様

1 年 9 月 2 日

¥ 12,960 -

但し 貸貸料(パソコン)

上記の金額正に領収致しました

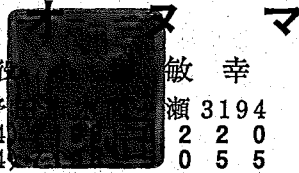
取 入
印 紙

こころのかようおつきあい

内消費税

現 金	
小 切 手	

有限会社



代表取締役 敏 幸
千葉県野 瀬 3194
TEL (04) 2 2 0
FAX (04) 0 5 5

係

● J117882

⑤ 資料作成費(№ 4)

領 収 証

NO. _____

野田市政清会様

1 年 8 月 2 日

¥ 12,960-

但し パソコン貸料7月分

上記の金額正に領収致しました

収 入
印 紙

こころのかようおつきあい

有限会社 又 マ

代表取締役 敏 幸

千葉県 3194

TEL (04) 7198-220

FAX (04) 7198-5055

内消費税

現 金	
小 切 手	

係
● J117882

領 収 証

NO. _____

野田市政議会 様

1 年 9 月 4 日

¥ 12,960 -

但し パソコン貸料 8月分

上記の金額正に領収致しました

取 入
印 紙

こころのかようおつきあい

内消費税

現 金	
小 切 手	

有限会社  マ

代表取締役  敏 幸
千葉県野 瀬 3194
TEL (0 2 2 0
FAX (0 0 5 5

係  ● J117892

⑤ 資料作成費 (№ 6)

領 収 証

NO. _____

野田市政清会様

1 年 10 月 2 日

¥ 12,960-

但し 貸 貸 料 (いっこん)

上記の金額正に領収致しました

収 入
印 紙

こころのかようおつきあい

内消費税

現 金	
小 切 手	

有限会社

代表取締役 敬 幸
 千葉県野 額 3194
 TEL (04) 2 2 0
 FAX (04) 0 5 5

係

● J117882

領 収 証

NO. _____

野田市議会 政清会 様

1 年 11 月 5 日

¥ 12,960 -

但しパソコン賃貸料10月分

上記の金額正に領収致しました

収 入
印 紙

こころのかようおつきあい

有限会社 **オノマ**

代表取締役 **敏 幸**

千葉県野 **瀬 3194**

TEL (04 **2 2 0**

FAX (04 **0 5 5**

内消費税

現 金	
小 切 手	

係
● J117882

領 収 証

NO. _____

野田市議会 政清会様

1 年 12 月 4 日

¥ 12,960-

但し パソコン復貸料 11月分

上記の金額正に領収致しました

取 入
印 紙

こころのかようおつきあい

内消費税

現 金	
小 切 手	

有限会社



マ

代表取締役 政 幸

千葉県野 額 3194

TEL (04) 2 2 0

FAX (04) 7 1 5 0 5 5

係

J17862

⑤ 資料作成費(№ 9)

領 収 証

NO. _____

野田市議会 政清会 様

2 年 1 月 7 日

¥ 12,960 -

但し パソコン貸料 12月分

上記の金額正に領収致しました

収 入
印 紙

こころのかようおつきあい

有限会社 **オマ** マ

代表取締役 **幸**

千葉県野田 3194

TEL (04) 2 0

FAX (04) 5 5

係

● J1178B2

内消費税

現 金	
小 切 手	



⑤資料作成費(No 10)

領 収 証

NO. _____

野田市議会 政清会様

2年2月4日

¥ 12,960 -

但し 貸 貸 料 1 月 分

上記の金額正に領収致しました

収 入
印 紙

こころのかようおつきあい

有限会社 オ マ マ

代表取締役 幸

千葉県野 3194

TEL (04) 2 2 0

FAX (04) 0 5 5

内消費税

現 金	
小 切 手	

係

● J17882

領 収 証

NO. _____

野田市政議会様

2 年 3 月 4 日

¥ 12,960 -

但し パソコン賃貸料2月分

上記の金額正に領収致しました

収 入
印 紙

こころのかようおつきあい

有限会社 **オムマ**

代表取締役 **幸**

千葉県野田 3194

TEL (04) 2 2 0

FAX (04) 0 5 5


内消費税

現 金	
小 切 手	

係

● J117882

納入通知書兼領収書

住所	千葉県野田市鶴奉 7-1					
氏名	政清会 様					
年度	01	会計	一般会計			
款	項	目	節	摘要	予算区分	調定番号
21	04	05	01	077	現年度	01062510
金額		8,592 円				
納期限		令和 2年 3月 31日				
内容	複写機使用料 4~3月分 (政清会)					
取扱課名	議会事務局					
上記のとおり納入してください。						
令和 2年 3月 23日 野田市長 鈴木 有		領 収 日 付 印		上記金額を領収しました。  収納金融機関		

野 田 市

⑤資料作成費(No 13)

領 収 証

NO. _____

野田市議会 政清会様

2 年 8 月 31 日

¥ 12,960 -

但し ハフコン 信 貸 料
上記の金額正に領収致しました

収 入
印 紙

内消費税

現 金	
小 切 手	

こころのかようおつきあい
有限会社 大 マ マ

代表取締役 敬 幸
千葉県野 瀬 3194
TEL (04) 2 2 0
FAX (04) 0 5 5



●J117882

⑥資料購入費(Ⅱ 1)

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
01-06-27	05612	A93340010
取扱店	ノタ ^イ オン	
払込口座	[REDACTED]	
払込金額	*14,586	料金 *0
		振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)
入金額	*14,586	
おつり	*0	
“あんしん” & “べんり” な スマホ決済アプリ ゆうちょ Pay		

印紙税申告納付につき趣町税務署承認済

令和元年度版 全国都市の特色ある施策集
 少子化に対応した学校教育充実の処方箋 進む学校の小規模化にどう向き合うか

全訂 Q&A 児童虐待防止ハンドブック

Q&A自治体のための空家対策ハンドブック

いちからわかる道路管理の知識&雑学

⑦ 備品購入費(No 1)

67Z 領収証

野田市政清会様 1年5月22日

22,248-

但、エレクトロニクス一式(内消費税 円)
上記正に領収いたしました。

こころのかようおつきあい

有限会社 才

千葉県野田市木間
TEL (04) 7198 -
FAX (04) 7198 - 5

J92499

⑧ その他の経費(№ 1)

67Z 領収証

足羽市議会政清会様 1年6月19日

¥ 5,637 -

但、鉛筆代 (内消費税 円) 上記正に領収いたしました。

こころのかようおつきあい
有限会社 オマ
千葉県野田市木間
TEL (04) 7198 -
FAX (04) 7198 - 5

J92499

③ その他の経費(№ 2)

領収書

管理No. 0367-407-0002827

伝票No. 0367-407-078733

発行日: 2019年08月27日

野田中議会 政清会様

内訳
現金

¥2,041 — (内消費税 ¥151)

但し フレーム用紙 代として。
上記の金額正に領収いたしました。
株式会社ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町1-1

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済



SSS
4208435015 YCPA461
1: 持牌 外08 10
378X 5 ¥1,890

ラックランド野田店

※印刷面を内側に折って保管願います。

⑧ その他の雑費 (№ 3)

領収書

管理No. 0367-409-0001230

野田市政会様

伝票No. 0367-409-032539

発行日: 2019年09月02日

内訳
現金

¥8,553 — (内消費税 ¥633)

但し **印7** 代として。
上記の金額正に領収いたしました。
株式会社ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町1-1

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済

印

UH 13
1354863013 MRA012UH 13
カートリッジ 1: 持帰 外08 ¥1,180
3199125011 BC1350XLPGBK2P 13
キャノン 1: 持帰 外08 ¥1,351
3199139018 BC1351+3505MP 13
キャノン 1: 持帰 外08 ¥2,710
3199139018 BC1351+3505MP 13
キャノン 1: 持帰 外08 ¥4,030

B0367409032539B

※印刷面を内側に折って保管願います。

テックランド野田店

NO E 3527205

領 収 証

ZENRIN

野田市議会政清会様

(金額の訂正は無効です)

2019年11月15日

金額	百万	拾万	万	千	百	拾	円
		4	20	9	90		

(内消費税及び地方消費税 1890 円)

上記の金額正に領収いたしました。

野田市(野田)1冊代々12.

株式会社 ゼン

- 札幌 011-271-0404
- 仙台 0178-43-3579
- 山形 023-647-7464
- 水戸 029-226-1566
- 大立 048-642-4946
- 甲府 042-525-9931
- 松本 055-252-9511
- 053-422-6201
- 旭川 0166-23-2155
- 盛岡 019-622-7230
- 福島 024-523-4815
- つくば 029-855-5717
- 千葉 043-261-0043
- 横浜 045-478-0511
- 長野 026-263-3755
- 帯広 0155-21-6324
- 仙台 022-261-5917
- 山形 024-933-4111
- 宇都宮 028-635-7833
- 松戸 047-344-7256
- 新潟 025-241-4555
- 新本 0263-28-5963
- 青森 017-777-6261
- 秋田 018-862-7417
- いわき 0246-26-1304
- 前橋 027-252-0600
- 東京 03-5259-5020
- 長岡 0258-36-8676
- 静岡 054-286-1417

印
紙

担当者

NO E 3527206

領 収 証

ZENRIN

野田市議会政清会様

(金額の訂正は無効です)

2019年11月15日

金額	百万	拾万	万	千	百	拾	円
		4	27	1	70		

(内消費税及び地方消費税 2470 円)

上記の金額正に領収いたしました。

テナウ野田市(野田)1枚代々12.

株式会社 ゼン

- 札幌 011-271-0404
- 仙台 0178-43-3579
- 山形 023-647-7464
- 水戸 029-226-1566
- 大立 048-642-4946
- 甲府 042-525-9931
- 松本 055-252-9511
- 053-422-6201
- 旭川 0166-23-2155
- 盛岡 019-622-7230
- 福島 024-523-4815
- つくば 029-855-5717
- 千葉 043-261-0043
- 横浜 045-478-0511
- 長野 026-263-3755
- 帯広 0155-21-6324
- 仙台 022-261-5917
- 山形 024-933-4111
- 宇都宮 028-635-7833
- 松戸 047-344-7256
- 新潟 025-241-4555
- 新本 0263-28-5963
- 青森 017-777-6261
- 秋田 018-862-7417
- いわき 0246-26-1304
- 前橋 027-252-0600
- 東京 03-5259-5020
- 長岡 0258-36-8676
- 静岡 054-286-1417

印
紙

担当者

発行日: 2020年02月10日

管理No. 0367-404-0001074
伝票No. 0367-404-043755

領収書

野田市議会 政清会 様

¥2,794 — (内消費税 ¥254)

但し インク 代として。

支払内訳
現金

¥2,794

10%対象

¥2,794 (内消費税

¥254)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社 ヤマガタ電機
群馬県高崎市栄町1-1

※印刷面を内側に折って保管願います。



3199127015 BC1351XLC
#1270 13 351
1:持冊 外10
3199128012 BC1351XLM
#1270 13 351
1:持冊 外10

フィールド野田店

新製品が安い KS ケーズデンキ

⑧ その他の経費(№ 7)

お買上げ明細

2020年 3月23日(月) 15時51分

【お名前】 (1066001201920)
セイエイ
政清会 様
会員番号 0110097624172

<明細>

1 ●環境推進トナー エプソン 4988617219786 LPC3T35CV 10%値引対象 1点	・ 持帰 10% ¥12,276
2 ●環境推進トナー エプソン 4988617219724 LPC3T35YV 10%値引対象 1点	・ 持帰 10% ¥12,276
3 ●環境推進トナー エプソン 4988617219755 LPC3T35MV 10%値引対象 1点	・ 持帰 10% ¥12,276
4 ●環境推進トナー エプソン 4988617219687 LPC3T35KV 10%値引対象 1点	・ 持帰 10% ¥13,464
5 ●インクカートリッジ キヤノン 4960999971308 BCI-350XLPGBKW 10%値引対象 1点	・ 持帰 10% ¥2,682
6 ●CRG-331MAG キヤノン 4960999904719 CRG-331MAG 10%値引対象 1点	・ 持帰 10% ¥7,524
7 ●CRG-331YEL キヤノン 4960999904689 CRG-331YEL 10%値引対象 1点	・ 持帰 10% ¥7,524
8 ●CRG-3312BLK キヤノン 4960999904825 CRG-3312BLK 10%値引対象 1点	・ 持帰 10% ¥8,019
9 ●CRG-331CYN キヤノン 4960999904740 CRG-331CYN 10%値引対象 1点	・ 持帰 10% ¥7,524

9点/合計	¥83,565
税率別内訳 / 課税対象額 10%	¥83,565
(内消費税額)	¥7,596

[0111190-011069162-2310008630160]

領収証

2020年 3月23日(月) 15時51分

野田市議会政清会 様
金額 ¥83,565

(内消費税等 ¥7,596)
但し、お品代として
上記金額正に領収致しました。

<決済内訳>

現金 (内消費税等) ¥83,565
¥7,596

現金お預かり ¥83,615
お釣り ¥50

株式会社ケーズホールディングス
茨城県水戸市桜川1丁目1-1

印紙税申告納
付につき水戸
税務署承認済

ケーズデンキ野田泉店
電話番号 04-7129-9161
販売担当者069162

20.3.23
野田泉店
TEL7129-9161

店コード 2200001111905
売上伝票番号 2310008630160

あんしんパスポートアプリダウンロードと
新規登録でクーポンプレゼント中!
【実施期間：2020年3月31日まで】




(別紙5)

令和元年 6月 26日

野田市議会議長 竹内 美穂 様

会 派 名 政清会

代表者氏名 竹内 美穂 

出張調査報告書

調査のため出張しましたので、その概要を下記のとおり報告します。

記

- 1 出張者名
- | | | |
|---------------|--------------|--------------|
| <u>竹内 美穂</u> | <u>平井 正一</u> | <u>染谷 信一</u> |
| <u>山口 克己</u> | <u>古橋 敏夫</u> | <u>邑樂 等</u> |
| <u>木名瀬 宣人</u> | <u>濱田 勇次</u> | <u>木村 欽一</u> |
| <u>中村 裕介</u> | | |

2 出張先及び研修名称等

(場 所) 東京 都 千代田 区 永田町
 (会 場) 衆議院第一議員会館第七会議室
 (研修会名) 新しい社会的養育ビジョンについて

3 出張期間

平成 31 年 4 月 24 日

4 報 告

◇ 研修会等の状況

①開催時間 午後 1時30分～

②講師等氏名 国立成育医療研究センター 奥山真紀子氏

◇ 参加の目的

野田市の小学生女児虐待死事件を受けて、平成28年の児童福祉法改正や過去に都道府県が把握した全ての虐待死事件の事例を収集し解析した厚生労働省重大事例検証に携わった専門家である奥山先生から、過去の虐待事例の傾



向を学び、現時点での虐待対応の課題および全ての子どもたちを虐待から救うための今後の施策等を学ぶ。

◇ 会議の内容

①子どもの虐待とその子に対する長期的な精神障害への危険性、逆境的小児期体験（ACEs）による健康や寿命に及ぼすメカニズムとその影響

小児期の逆境的体验（身体的虐待、性虐待、ネグレクト、DV等）は、トラウマとなり子どもの神経発達に混乱を生じさせ、成長とともに社会的・情緒的・認知の障害に繋がりがやすい。さらに精神的な問題（うつ病、反社会性人格障害、全般性不安障害など）を引き起こし、自身の健康を害するような行動に順応し、疾病や社会不適応状態になり身体的にも悪影響を及ぼす。その結果として寿命が短くなる傾向がある。

②子ども虐待の定義と国連子どもの権利条約と平成28年の児童福祉法改正以前の日本の状況

『こども虐待』の定義は、「大人と子どもという権力構造を背景とした子どもへの重大な権利侵害」をいう。

子どもの権利条約は、1989年（平成元年）の国連総会で採択され、日本は1994年（平成6年）に批准している。しかし、2016年（平成28年）の児童福祉法改正で子どもの権利が明確化されるまでは、子どもの権利（生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利）を担保する法律がなかった。現在においても「参加する権利」についての理解や対応が遅れている。

③厚生労働省重大事例検証における事例の収集と、検証によって現れた虐待の傾向

過去全ての虐待事例を収集・解析・ヒアリングを行った結果、まず、虐待死事件は、「無理心中事例」と「非無理心中事例」とに大別することができるという。

【無理心中事例の特徴】

- ・一事例で複数の子どもが被害に会うことが多い。
- ・子どもの年齢層が幅広い。

・ほとんど両親がそろった家族である。

・貧困家族が少ない。

・妊娠期のリスク要因がほとんどない。

・生前の虐待通告がない。

「無理心中型」の場合は、虐待のリスク要因が少なく、事前の発見が困難である。生活苦や病気など子どもとは別の要因に起因することから、虐待対策というよりは、自殺予防や生活支援などのサポート体制の強化により、虐待死を防ぐことができる可能性が高くなる。

野田市においても、パーソナルサポートセンターや地域包括支援センターなどの周知の徹底や、相談することへの抵抗感の改善、支援網・支援体制の強化を図ることが必要である。

【非無理心中事例の特徴】

・性差は有意なものはなく、乳児が全体の4割を占める。

・3歳以下が75%を占める。

・身体的虐待が最も多い。

・ネグレクトは年齢により違いがある（3歳未満で高い傾向がある）。

・「望まない妊娠・計画していない妊娠」、「母子手帳未発行」、「妊娠健診未受信」が多い。3歳未満では「望まない妊娠」が25%を占め、3歳以上では「しつけのつもり」が40%を超えている。

・実父母家庭（50%）、一人親家庭（25%）。

・経済的に困難を抱えている家族が多い。

（生活保護＋市町村民税非課税世帯が66.7～84.2%）

・地域社会との接触が乏しい。

・実母が心理的・精神的問題（育児不安や産後うつ状態など）を抱えている。

「非無理心中型」の場合は、虐待のリスク要因が妊娠期から既にあることが多く、事前の発見、対応することで、虐待のリスクを軽減できる可能性がある。

虐待事件には、

・3歳未満 (75%)

・DV家庭 (父親による支配)

・支配性の強い父親 (実父・継父ともに) が途中から養育に関わる。

・現環境から逃げるかのような転居の繰り返し。

大きく4つの特徴がみられるが、年齢に関しては3歳以上も25%と高いことから、今後更なる分析が必要である。

④検証結果から浮かび上がった問題及びその対策

【家庭環境の問題】

若年女性の「寂しい、家族が欲しい、自分に自信がない」という感情から、支配的な男性に惹かれやすく、その結果、若年結婚、若年出産がDVや虐待の可能性が高くなりやすい。先ほどの事例の「非無理心中型」のうち被害児が0か月の事例の多くは、妊娠期から問題や危険性が存在している。また、関係機関の心理的な面のアセスメントが不十分であるという問題がある。そのため産前産後の健診未受診者に対する対応の遅れや情報共有不足などが、発見の遅れ、支援ネットワークの機能不全を引き起こしている。

支配的な父親が途中から養育に関わる場合、自分の「理想の子ども」と現実との乖離から厳しく接することが多く、「今までのしつけが間違っているから自分が正しいしつけをする」という感覚に陥りやすく、本人が虐待であるという自覚がないことも多い。

特定妊婦に対する関係機関のアセスメント能力の向上、経済的に困難を抱えている家族への支援の充実、地域社会からの孤立の解消等の対策が必要である。

【児童相談所の問題】

・初期のリスク判断のミスが、その後の対応に及ぼす影響が大きすぎる。

・対応件数の増加、職員の異動による情報共有・危機感の共有不足

・一時保護施設や親をサポートする支援施設 (一時預り所等) の不足

・福祉司間の人間関係や経験差による判断の相違リスク

・市区町村との転居情報等の伝達・連携不足および物理的距離の問題 など

これらの問題には、都道府県の機関である児童相談所と市町村とのより一層の連携強化が必要である。一方で、情報を共有することにより、お互いが対応を譲り合ってしまうというリスクが新たに発生してしまうことから、お互いの権限と責任範囲を事前に明確にしておく必要がある。

⑤ 検証結果の法律への反映（平成28年児童福祉法改正）

- ・「子どもの権利」の明確な位置づけ

- ・地域での家庭支援の充実、家庭同様の養育環境の整備、良好な家庭的環境の施設整備など、家庭養育優先原則

旧児童福祉法が「子どものためにしてあげる福祉である」とするならば、改正児童福祉法は「子どもの権利を保障する福祉」であり、子どものニーズに合わせた施策が必要となった。

関係機関は、要支援児童等を発見した場合は市区町村へ情報提供する義務が課され、市区町村への情報提供が守秘義務違反にならないことが明記された。

⑥ 新しい社会的養育ビジョンの全体像及び施策への反映

- ・在宅支援の中心は市区町村とし、各市区町村に「子ども家庭総合支援拠点」を置き、全ての子どもを対象としたソーシャルワークの実施

- ・妊娠期から自立させ、虐待世代間連鎖を防ぐリプロダクションサイクルへの支援の充実

- ・福祉司指導の市区町村への委託 など

※リプロダクション：胎児から始まって新生児、小児、思春期を経て、次世代を育成する成人世代

◇ 受講して参考になった点等

(1) 虐待死事件の再発防止にむけて

- ・DVと虐待には高い関連性があるが、虐待は児童相談所の判断で対応することができるが、DVは市町村対応であり、本人からの「助けて欲しい」という意思や依頼がなければ動くことができないという事情がある。そのため児童相談所は、調査・評価・見立て時において、市区町村との連携が重要である

ことを双方が認識する必要がある。

・一時保護の方針決定には論理性が必要である。「しつけ」と主張し虐待行為を認めていない親の場合や、虐待が一時的か否かの判断の根拠が明確になるまでは親元に子どもを帰すことはありえないと判断すべきである。

・更なる過去の児童虐待の事例や検証を行い、なぜ親が子供を虐待し死に追いやるまでになってしまうのか等も分析する事が必要である。

・「見守り」は「支援」ではないことを自覚し、学校での見守りのみに留まらず訪問事業も大切である。

・児童相談所は、18歳以上は管轄外となり関与できないが、市町村は、地域内に住んでいる限り、何らかの支援、指導ができるため、市区町村は児童相談所と強固な連携を図りながら、子ども家庭支援拠点設置を急ぐ必要がある。

・人材確保や体制構築、関係機関との連携の再構築、要保護児童対策地域協議会の機能強化など、研究、検討を重ねることが肝要であり、子ども家庭支援拠点について研究を進めることが急務である。

・子どもたちに学校教育の中で、困ったことがあるときは人に相談することが大事であることを日常的に教えることが肝要である。また楽しいイベントなどを開催し、産前産後の母親を褒めることで自信を取り戻し、保健師等との良好な関係の構築が産後うつに悩む母親にとって重要である。

(2) 会議を終えた感想 (順不同)

・子どもの死を無駄にしないことが重要であり、今回の事故の検証の結果を、国・県・政令市・市区町村の施策に生かし、制度の改正、専門家の技能向上に生かしていかなければならない。その中で、市町村として子ども家庭のニーズに応じた在宅支援として子ども家庭総合支援拠点を置き、全ての子ども対応としたソーシャルワークを行うことが重要である。

・野田市と類似する事件を取り上げながら問題を解決するためには、今後どう考え、どのように改めたら再発の防止になるか、とても参考になった。

虐待問題については見えてこない部分が多くあり、その対応については非常

に難しく感じた。

・野田市としても既に防止施策を取っているが、「地域のコミュニティー（繋がり）を執ることへの課題」、「虐待者への更生プログラムについての課題」、「しつけと体罰の違いの啓示課題」、「一時保護された過程に対する地域での存在課題」、「虐待児への長期的なケアの課題」等が今現在の課題としてあると感じた。

・このような痛ましい事件を二度とおこさないことが、栗原心愛さんへの償いと心に誓い、これからも野田市児童虐待事件再発防止合同委員会および要保護児童対策地域協議会等注視し、自分も少しでも虐待がなくなるよう協力参加していきたい。

・母親の裁判の状況等から壮絶な状況で虐待が行われていた事実を聞くにつけ、なぜ家庭に戻す判断をしたのか児相の判断に大きな疑問を持つ。しっかり事件の検証をするとともに、この教訓を今後の施策に生かすことが大事である。

関係機関の連携の問題も重要で、お互い関係機関の役割を理解し、協力しあい、自治会や民生委員、近隣住民の情報提供などを活用し、このような痛ましい事件の再発防止に取り組んでいく必要性を強く感じた。

・柏児童相談所が一時保護を解除した際、解除後のプランが全くなかったように思える。プランが全くないと思えたならば、野田市は児童相談所に問い正すべきであったのにもかかわらず、確認を怠ったことが問題であった。さらに言えば、教育委員会に対し、一時保護を解除したことを伝えず、連携不足が露呈した最悪のケースであったと感じた。

・野田市の事件も実父であった。生まれてすぐの離婚、7年後の復縁。心愛ちゃんはすでに自分のことが話せ、自律性が確立された子どもであった。そして母親は若年出産であり、父親からは逃げるように転居してきた、まさに虐待の高いリスクを秘めている家族であった。本来ならば一時保護解除時に、福祉司指導をとるはずが、千葉県では行われていないという現状があり、もどかしい限りである。

心に傷を負った多くの子どもたちを直接診断し、また膨大な事件の検証に携わってこられた奥山先生の講義は、事実に裏付けられた重みがあり非常に勉強になった。



(別紙5)

令和元年10月15日

野田市議会議長 竹内 美穂 様

会 派 名 政清会

代表者氏名 平井 正一



出張調査報告書

調査のため出張しましたので、その概要を下記のとおり報告します。

記

- 1 出張者名 竹内 美穂 染谷 信一 山口 克己
古橋 敏夫 邑楽 等 木名瀬 宣人
濱田 勇次 木村 欽一 中村 裕介

2 出張先及び研修名称等

(場 所) 東京 都 世田谷 区 三軒茶屋

(会 場) 日本大学三軒茶屋キャンパス6階フォーラム

(研修会名) 市町村子ども家庭総合支援拠点設置にむけて

3 出張期間

令和元年6月11日(火)

4 報 告

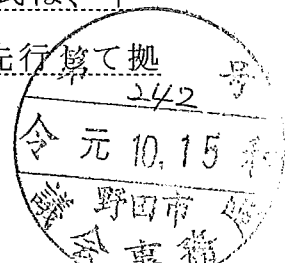
◇ 研修会等の状況

①開催時間 午後1時30分～午後3時30分

②講師等氏名 日本大学危機管理学部准教授 鈴木 秀洋氏

◇ 参加の目的

平成28年児童福祉法の改正により、第10条の2に自治体に「拠点」設置が義務付けられた(努力義務)。この法的根拠を基に、
国は2022年までに全市区町村に設置するとの方針を打ち出している。
講師である日本大学危機管理学部准教授の鈴木秀洋氏は、平
成29年度には全自治体アンケート調査を行うとともに、先行



点整備を行う自治体のヒアリング調査を行った。さらに本年度は、市区町村の現場における児童虐待対応調査を行いながら、引き続き市区町村における「拠点」整備状況について都道府県・児童相談所・市区町村の子ども部門のヒアリングを行ってきた。加えて、先行する自治体との間でどうしたら地域での子どもの命を守っていけるのかの検討を行ってきた。こうした自治体現場担当とのやり取りを通じ、「拠点」の講習を受けることで、野田市の小学生児童虐待死事件の検証と今後の施策に役立てるため。

◇ 会議の内容

I 支援拠点の総論と概要

1. 支援拠点の機能（定義・意義・役割）
2. 支援拠点に関して（指定されている人口規模と人員配置基準等モデル）
3. 支援拠点を開設する場合の関係機関
 - (1) 子育て世代包括支援センターとの関係
 - (2) 要保護児童対策地域協議会の活用
 - (3) 児童相談所との連携、協働
 - (4) 地域の関係機関、地域における各種協議会等の連携
 - (5) 家庭児童相談室の関係

II 支援拠点の詳論

1. 拠点に関する自治体からよせられる問と回答
2. 実施主体
3. 対象
4. 業務内容
 - (1) 子ども家庭支援業務に掛かる業務
 - (2) 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務
 - (3) 関係機関との連絡調整
 - (4) その他の必要な支援
5. 設置形態及び職員配置等

(1) 類型及び配置人員等

(2) 主な職員

(3) 主な職務、資格等

(4) 上記職員確保のための具体策

(5) 運営方法等

◇ 受講して参考になった点等（参加員個別・順不同）

※平成28年児童福祉法の改正により第10条の2に「拠点」の設置が義務付けられた（努力義務）。この法的根拠を基に、国は2022年までにすべての市区町村に設置する方針を打ち出した。

野田市においては令和2年4月の子供部創設に向け、前倒しで10月に設置する（仮称）子ども家庭総合支援課に現在12人体制の児童虐待防止対策室を移行させ、子ども家庭総合支援拠点として位置付け設置する方針である。

その際には、現在の12人体制に臨床心理士1人、保健師1人、ケースワーカー2人、庶務担当1人を加え、17人体制と市、他市と比べて圧倒的に強化された体制となる。（相談件数166件→267件→300件に対応できる体制）

この子ども家庭総合支援化こそが、要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）の主担当機関であり要対協を動かし活用する役割を持つことになる。

〈子ども家庭総合支援拠点〉とは

地域のすべての子供・家庭の相談に対応する子供支援の専門性を持った機関・体制を言う。拠点ではDVにも対応する。

地域の資源を有機的に繋いで在宅支援を行う。リスクの高いものは児童相談所（以下、児相）が担当し支援を行う。（一時保護、里親への支援等）

(1) 支援拠点の4機能

1 こども家庭支援全般に係る業務

① 家族を取り巻く環境も含めた実態把握

②情報の提供

子育て支援制度をわかりやすく提供（外国人増加に伴い外国語による情報提供も検討）

③相談等への対応

「子どもの権利保障」という目的を意識しチームとして確認検証することが必要。職員の専門化の強化。地域に繋いだあとのフィードバック等。スクールロイヤーの設置。

④総合調整

民生委員児童委員、主任児童委員との連携強化のため毎月の情報共有開始。ケースワーカーが学校訪問。

2 要支援児童及び要保護児童への支援業務（要対協の活用）

上司への報告、相談や議事録の作成等、町内の縦横の連携強化。今後の管理職と実務担当者との連携を図る目的で関係課長会議を開催予定。個別支援会議開催のルール化（実務者会議での判断、一時保護解除前、児相ケース終了前など）

3 関係機関との調整

・要対協の活用

支援拠点が核となって関係機関の役割分担や責任の明確化を行う。支援拠点が実際の虐待対応を行い、要対協はその評価・判断を他機関で多角的に評価する。

・児童相談所との連携強化

4 その他の必要な支援

・解除前の関係機関との個別ケース検討会議の開催等（児相と約束済み）

・子供や家族への定期訪問等

・里親への支援等

（2）支援拠点と子育て世代包括支援センターとの一体性

1 8歳までの子供とその家族及び妊産婦等を切れ目なく継続的

に支援。年齢による切れ目と支援機関・組織としての切れ目を生じさせないよう母子包括支援センター（野田市では子ども支援室）と子ども部門との一体性を構築。子ども支援室と子ども家庭総合支援課が同一建物、フロアであることが理想的であるが、野田市の場合子ども支援室は隣の保健センターにある。相談者が迷うことのないよう今後の対策が必要である。

予防からの啓発も含めて保健的な対応を行うこととし、目の前の案件だけに係るのではなく全般的な目線で子ども・家庭の相談に対応することから、個人ではなくチーム（組織）で支援する体制（人的資源）が構築されることが求められ内部の人間関係の良否も考慮されよう。

子ども家庭総合支援拠点を学ぶ中で、今回の事件と重ね合わせて浮かび上がってきた最大課題の一つとして、対応しきれぬ案件を抱える児相の評価と現場である野田市の評価が常に一致することは考えにくいのではないかと、という点があげられよう。支援する案件のうち重篤性の高いものは児相に、軽いものは地区町村（拠点）とされているが、今回の事件を経験して児相と拠点との狭間の案件の扱いが大きな事件に繋がる危険性を孕んでいると考えられる。

事実、重篤性の判断評価、一時保護を解除するか否か。この狭間での判断の違いとその後の支援の有無が大きな事件に繋がっている。

このことから私たち政清会は緊急時における一時保護の権限を市区町村が持つことも必要と考え、今議会に於いて国に対して意見書を提出すべく発議を提案提出した。

また野田市では今年度中の検討事項として

（仮称）野田市児童虐待防止条例の制定

（仮称）子どもの安全を守る都市宣言 が合同委員会の中で示されている。

それに沿う形で、今後私たち政清会では例えば、
（仮称）要保護児童支援地域対策協議会活用条例
（仮称）子ども家庭総合支援拠点推進条例 など提案したいと考えている。

※野田市児童虐待防止合同委員会の委員でもある鈴木秀洋氏を講師としての勉強会に参加した。

市区町村に子ども家庭総合支援拠点設置に向けてのスタートアップマニュアルをもとに話を進め、平成28年に「拠点」設置が義務付けられた（努力義務）。整備状況については文字どおり「努力」であり物理的な場所ではなく機能の設置を求めるものであり、新たに各自治体が機能設置のための法的な整理・位置付けをしていくとともに支援拠点を整備していくことができれば、各地で起きている児童虐待死などの事件が再び起きないようにできるのではないかと。児童相談所中心主義（面支援）への移行としていく必要性を訴えた。

また、児童相談所の支援について、立場を変えた場合の見方として、各自治体ではもっと児相で、児相ではもっと地域でという言い分があり、地域のネットワークづくりの必要性、連携について、また自治体に調整機関として学校、医療機関などに要請し、命を守るネットワークを作っていく必要性について話があった。

市と児相と警察との関係では支援と介入についての考え方、それぞれの役割の認識と連携の重要性、一時保護制度については各自治体の職員も含めて、虐待防止に関する講義を聞くことにより、認識を一致させるとともに、今必要なことは何かを共有する意味でも有意義な勉強会となった。

※平成28年児童福祉法の改正により、第10条の2に自治体に「拠点」設置が義務付けられた（努力義務）。この法的根拠を基に、国は2022年までに、全市区町村委に設置するとの方針を打ち出している、から

始められた。よって、市区町子ども家庭総合支援拠点設置に向けてのスタートアップマニュアルの研修である。支援拠点を整備することで、再び児童虐待事件等が起きないようにできないか、各自治体の制度設計及び運営に掛かっている。児童相談所中心主義（点支援）から市区町村中心主義（面支援）へという言葉に、同じ思いを感じた。県と市という自治体の責任を持った役割分担をするなかで、市区町村としては、在宅で継続的に児童等に対して、必要な支援を行う体制の関係整備の重要性を強調された。

リスクの程度により、市区町村子ども家庭総合支援拠点を中間に置き、総合調整機関としての地域のネットワークを作る必要がある。各自治体にあった、いろいろな人に入ってもらい、目的・目標がなんなのかをしっかりと踏まえた、要対協を自由に作るべきである。また、運用のマネジメントをする司令塔が必要である。

野田市にあった要対協の再構築を早急に行うことの必要性を感じ、訴えていきたい。

※日本大学危機管理学部の鈴木秀洋准教授より平成28年児童福祉法改正に伴い、市町村に家庭総合支援拠点を設置できるようになった。支援拠点設置の目的、役割、概要の説明を受けながら、運営方針の概略説明とともに、支援拠点と児相及び関係機関の実情や提言を交えながらの説明に支援拠点となる市町村の司令塔としてのかじ取りの難しさを感じるとともに、児相の体制不備で起きた緊急一時保護不履行という事案などを鑑みると支援拠点として法律の壁に直面してしまう。

野田市は、二度と悲惨な事件を繰り返さないために、柏児相と強固な連携を図りながら、家庭総合支援拠点設置を急ぐ必要があると考える。しかし、児相と自治体が対等な関係になっていない。むしろ責任の押し付け合いで、対立構造になっており、いわば、支援拠点は、児相の下請けと言わんばかりの態度が、見え隠れしているように思えてならない。支援拠

点として、法的な根拠と位置づけを明確にし、役割の異なる対等な関係を構築する必要がある。特に、重篤な事案が、緊急一時保護を要する事態になることもある。その時に児相が48時間内に緊急対応してくれれば良いが、昨今緊急対応せず、最悪なケースになってしまった事例も少なくない。そうならないためにも、緊急一時保護の権限を支援拠点に移譲できる法的根拠があれば、最悪なケースは、避けられるのではないだろうか。また、関係機関との情報を共有や連携を図らなければならないが、そのためには、子ども包括支援センターや要対協の連携が必要不可欠である。支援拠点が司令塔となり、別組織である関係機関をどのように舵を取っていくかが、支援拠点づくりの要であり、肝であると言える。そのためにも、野田市として、要保護児童対策地域協議会条例を作り、法的根拠を持たせ、明確なルールづくりによって、司令塔として毅然とした対応が可能となると考える。鈴木秀洋准教授の言葉を借りれば、「児童相談所中心主義から市町村中心主義」への幕開けである。野田市議会として、国に支援拠点に児相が有する緊急一時保護権限を委譲できるよう条文に盛り込みことを要望することも視野に入れて、子どものために、今後も政清会は、活動する必要があると感じた。

いずれにしても、日本大学危機管理学部鈴木秀洋准教授の家庭総合支援拠点設置に向けての視察は、大変参考になった。

※支援拠点は何のために改正児童福祉法において明文化されたのであろうか。

平成29年度中に児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は133,778件で過去最多となっている。市町村では100,147件とこちらも過去最多を更新し続けている。平成28年度心中を除いて49人の児童虐待による死亡事件も起きている。

これらの数値は、虐待が決して特別な事案でないことを表している。誰の身にも起こりうることであり、そして身近なところで現実

に起きている日常風景である。

今回の児童福祉法の改正は、かかる日常風景となっている児童虐待に対して、子どもを中心にそして子どもを守るために養育者ごと支えに、切れ目のない支援を行う。住民の一番身近な自治体が、敷居を低くして、いつでも気兼ねなく相談できる場所（物理的居場所だけでなく心の居場所）づくりをしていく。そして、命にかかわる虐待案件に迅速に対応できることはもちろん、その虐待に至る前の予防に力を入れ、妊娠期からの切れ目のない支援にも力を入れていく。そういうものである。自治体に規模や地域の特性によって、その相談場所づくりやソーシャルワーカーの手法は大きく異なる。

今回モデルとなった東京23区の子ども家庭支援センター事業が、必ずしも先進的だとは言えない（東京ローカルルール）、当てはめられない、それぞれの地域の事情が存在する。例えば、支援の仕方は天候（雪・風・雨）等によって大きく制約される。その天候が日常的なものであればそれを踏まえたうえでの支援が必要となる。野田市のように南北に長い地理的環境の場合は、電車ですぐ現場に駆けつけることができる地域と違って、現場に優に3、4時間かかる地域があり、都道府県児相と地区町村との関係の結び方やルールも大きく異なる。よって、その地域の特性に応じた拠点づくりが模索されねばならない。

一方で、どの地域でも同じだと感じることもある。虐待の見立て、支援者に専門的知見が必要なことは全国どこでも同じであり、担当者の責任は重い。様々な縦割りの壁（教育の壁、保健の壁、事務・財政・人事等の壁、市町村と児童相談所との壁等）の存在での悩みは、どの自治体でも同じだと感じる。

しかし、それらの対立は、それぞれの立場からの見立ての違いであり、その違った見立てをぶつけ合うことで見えてくる景色がある。その見立てのぶつけ合いこそが、子どもの命を救うことになる。多職種の人員配置の基準への批判的な意見もあるが、一つずつの具体ケースはどれ一つとして

同じものではなく、そのケースへの見立て、向き合い場所において、違ったバックグラウンド・専門・背景からの見立てのぶつけ合いが必要なのである。

今回の拠点設置により、充実した実際対応をする自治体とは、多種職員間の情報のやりとり、役割分担と連携チームワークが日々構成されていかなければならないように感じた。そして児相からの景色でなく市区町村側からの強み・資源を意識したネットワークづくりが重要だと思えた。

制度というのは固定的なものでなく、それをどう運用していくか、人同士のコミュニケーションで変わってくる。

強い使命感と目線が住民（子ども・養育者）に向けられている自治体担当者にとって、今回の法改正による拠点づくりは、あるべき自治体（特に基礎自治体）のこども支援のモデルを提示しているように映るだろう。

また、野田市には、現在、子育て世代包括支援センターが2か所設置され、そのほかに要対協、学校・教育委員会、今年度配置されたスクールロイヤーと教育委員会アドバイザー、そして柏児童相談所等あるが、それぞれが情報収集等を行うことにより、その情報を円滑に共有し共同して支援を実施していかなければ今回のような悲劇はなくなる。そもそも「転入時から、支援後の確認までの情報」の共有と連携の不足から起きた悲劇だと思う。二度とこのようなことが起きないよう、自らの自治体を中心とした、妊産期から子育て期にわたる切れ目ない支援と、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行えるよう、市中心の拠点整備に努めなければならない。

※講師は元行政職の最前線で、日々行政課題の解決に従事していたこともあり、現場経験に基づく詳細な教授があった。

また、支援拠点設置に係ることとした、全自治体を対象にアンケート調査を実地され、自治体、当事者の所見等の分析を加えた家庭総合支援拠点の機能整備の充実を構築させた。

特に、拠点の運営体制、関係各所と共同の管理体制の構築や詳論における更なるグレードアップ例については、大変参考になる内容だった。

市が行うべきことは、機能整備の充実した支援拠点を作り、全ての相談を受けられる体制を持つこと、そして児相との十分な連携が必要と強く感じた。

※今回、鈴木先生の勉強会に参加し、野田市で起きた児童虐待事件の例をとり児相の対応の遅れ、不手際、事業所自体の問題点の説明があった。

児相と各自治体の児童の保護に対してうまく連動していない現状があり、虐待のリスクが低い状態でも自治体が保護する権限がない為、児相に保護要請が行ってしまい、相談所の負担が多くなっている。その為、保護要請をかけても自治体でもう少し様子を見てくれ等、本当に保護が必要な子供の保護が出来ず最悪な状況になるのを改善する為、支援拠点の義務付けがされた。

これは児相に丸投げするのではなく、市区町村で対応できる拠点を作り要対協の充実を図るとの説明を受けた。

要対協の拡充によりモザイク状の家庭の情報が明確になり、子供達のSOS情報も見逃さず安全確保になるとのこと。

これは自治体でかじを取り情報の足りない部分は、野田市が司令塔となり各団体から情報を取り鮮明な情報でその家庭状況を見ていくとのこと。

この勉強会により野田市のオリジナルの要対協を作り、地域、自治体との連携を取り今回のような最悪な事件が起きないように活動したいと思う。

※今回の野田市の児童虐待を受け、市では現状の仕組みの課題や問題点を洗い出し、できるところからその対策に取り組んでいる。その問題点の一つとして、仕組みの中での連携不足があげられた。児童家庭課、教育委員会、子ども包括支援センター、警察、要対協、児相等の連携不足が指摘された。これらのような機関が会員である要対協が、正しく機能していなかったことは大きな問題だ。

今回講義の「家庭総合支援拠点」は、児童に関する様々な関係者のステーションとして、児童の権利を守るために、あらゆる部署と対等な関係で機能する仕組みであり、これまでの課題や問題点を相当部分改善できる仕組みだと思った。

なお、現在、児童虐待が発生した場合のみを想定した取り組みを行っているが、今後、しつけと体罰の違いの教育および体罰に本質的な指導効果がないこと、さらに一時保護の児童が地域に復帰した時の住民への理解や支援、当事者の理解・啓蒙および子供に対する社会の考え方等の思想啓蒙、まだまだ課題は多く残っていると思う。このような課題を克服するためにも、子どもの権利全てを統括するステーションの仕組みは、野田市としても早速取り組む必要性を感じた。

(別紙5)

(先進地視察用)

令和元年11月11日

野田市議会議長 竹内 美穂 様

会 派 名 政 清 会

代表者氏名 平井 正一



出張調査報告書

調査のため出張しましたので、その概要を下記のとおり報告します。

記

1 出張者名 竹内 美穂 染谷 信一 平井 正一 山口 克己
古橋 敏夫 邑樂 等 木名瀬 宣人 濱田 勇次
木村 欽一 中村 裕介

2 出張先及び調査事項

(1) 群馬県吾妻郡長野原町

八ッ場ダム建設事業について

(2) 栃木県芳賀郡茂木町

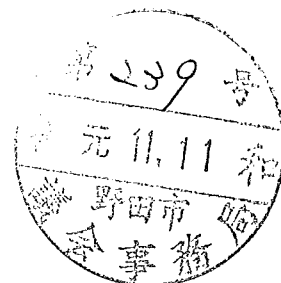
茂木町有機物リサイクルセンターについて

3 出張期間

令和元年10月23日(水)

4 調査報告

(1) 国土交通省関東地方整備局八ッ場ダム工事事務所



八ッ場ダム建設事業について

◇八ッ場ダム建設事業の概要と視察地選択の理由

視察地選択の理由（市政との関連性）

北千葉広域水道企業団出資金として、野田市は平成31年度だけでも約510万円を出資しており、完成した八ッ場ダムの状況と治水・利水等の今後の活用予定等を調査・確認する必要があるため。

さらに八ッ場ダム周辺地域における、観光資源としての八ッ場ダムの活用状況を調査するため、視察地として選択した。

◇視察時の状況

①視察時間 午前10時40分～正午

②視察会場 やんば資料館および八ッ場ダム

③対応者職氏名 国土交通省関東地方整備局八ッ場ダム工事事務所
副所長（技） 遠藤 武志 様

◇調査事項の概要

①八ッ場ダムの現状確認、②八ッ場ダムの効果（治水・利水等）の調査および③観光資源としての八ッ場ダムの活用状況（道の駅や景勝地等）を調査する。

① 八ッ場ダムの現状

ダム	
ダム型式	重力式コンクリートダム
堤高	116.0m
堤頂長	290.8m
ダム天端標高	標高 586.0m
堤体積	約 1,000,000 m ³

貯水池	
集水面積	711.4 km ²
湛水面積	約 3.0 km ²
常時満水位	標高 583.0m
洪水期制限水位	標高 555.2m
総貯水容量	107,500,000 m ³
有効貯水容量	90,000,000 m ³
計画推砂容量	17,500,000 m ³

当初、令和元年10月1日から、数カ月かけて試験湛水を行う予定であったが、台風19号の大雨により満水となったため、視察時は1日1m程度水位を

下げている途中であり、さらに最低水位まで引き下げて試験湛水を完了する予定。

②八ッ場ダムの効果（治水・利水等）

利根川支川のうち、洪水調節施設の無かった吾妻川に整備された八ッ場ダムは、洪水調節容量6,500万 m^3 をもって、八ッ場ダム地点における計画高水流量3,000 m^3/s のうち、2,800 m^3/s の洪水調節を行い、利根川の基準地点八斗島において洪水時のピーク流量を低減させることで、首都圏の治水安全度の向上を図っている。

八ッ場ダムの非洪水期利水容量は9,000万 m^3 であり、利根川上流ダム群の合計容量を約5億9,000万 m^3 へと引き上げる（約18%増）効果がある。

③観光資源としての八ッ場ダムの活用状況（道の駅や景勝地等）

ダム建設にあたり山を削り整地し、いくつかの集落をそのまま丸ごと高台に移すとともに、ダム湖畔に宿泊施設や温泉施設等を建設。

道の駅「八ッ場ふるさと館」は、地元の農産物を販売するほか飲食店が併設されており賑わっていた。

「不動の滝」や「吾妻溪谷」などの景勝地などの観光資源だけでなく、旧JR吾妻線を利用した自転車型トロッコの試験運行や、ダム湖畔に桜並木を整備するため「やんば1万本桜プロジェクト」と題し桜の植樹事業を行い、観光地化への取り組みを進めている。

◇所見（市政の課題等に対する実現可能性等）

当初、試験湛水開始直後の水が少ない状態の八ッ場ダムを視察する予定であったが、台風19号により一気に満水になってしまい、移転前の集落の様子等を視認することができなかった。しかし結果的に、台風19号の雨量の多さを実感するとともに、河川氾濫などの被害を防ぐ成果があったように感じた。

昭和22年のカスリーン台風後の昭和27年の事業計画開始から68年、紆余

曲折がありようやく完成に至った経緯を担当者から聞かせていただいた。

その後、今回の台風19号における治水効果を伺ったところ、下流の水位を10cm程度下げる効果があったとのこと。担当者から「故郷が水没してしまった住民の気持ちを思うと治水効果をあえて公に喧伝^{けんでん}する気にはなれない」という言葉を聞き、あらためてダム建設の重みと難しさを感じた。

総事業費が5,000億円超ということだったが、今回の台風による河川の氾濫による住居や農作物への被害等を考えると、「コンクリートから人へ」と掲げ、「50年に1度ぐらいの洪水に備える必要がない。」といったような主張をし、建設を凍結させた当時の政権の認識の甘さを痛感するとともに、必要などころには適切に予算を配置すべきであると思った。

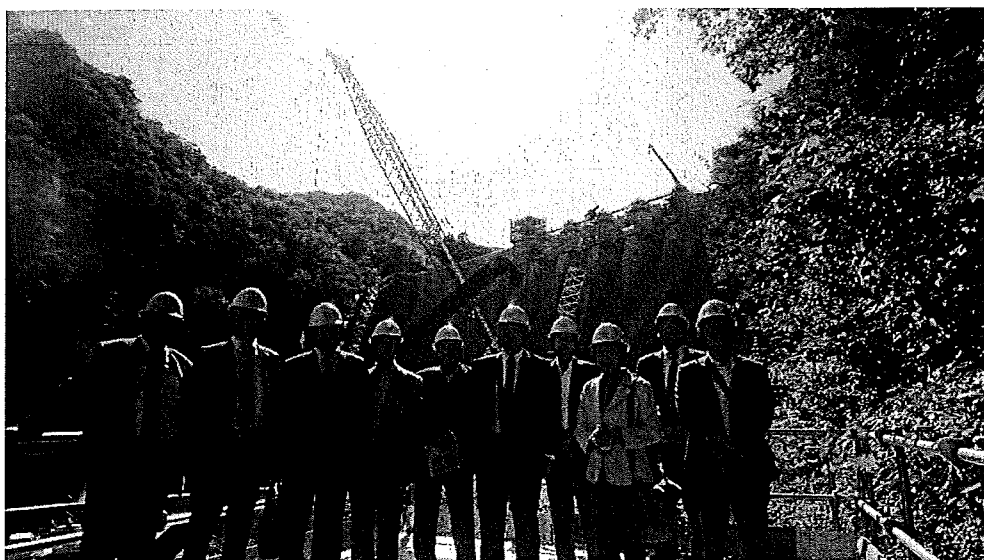
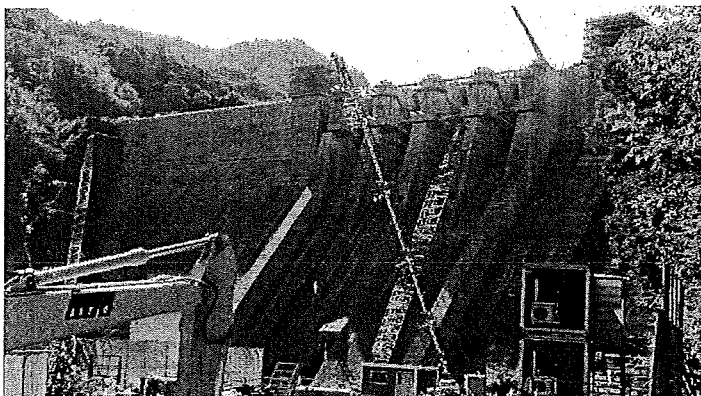
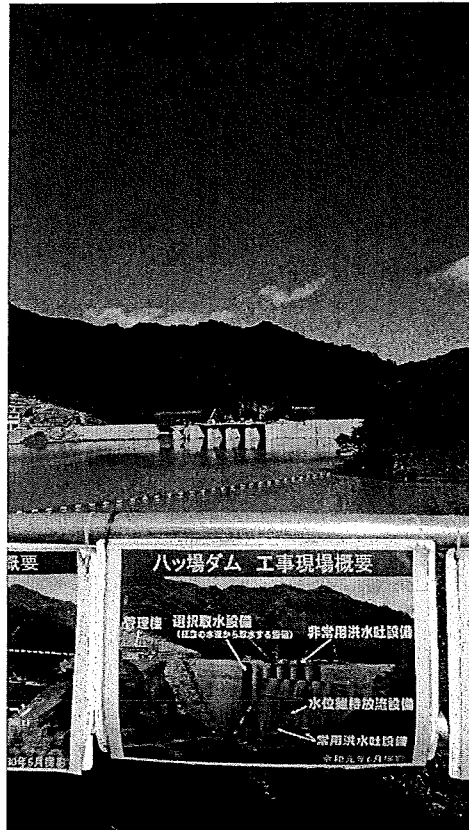
台風19号が通過した時は偶然にも試験湛水中であり、本来想定している貯水量を超えた状態での治水効果であり、本格稼働後の治水効果はもう少し減ることになる。今回、予定より多くの貯水をし、氾濫危険水位を超えていたことを考えると、野田市においても引き続き河川の氾濫への備えや氾濫時の緊急避難等への対策が必要であると考えます。

観光資源としてのダムの活用については、八ッ場ダムに向かう道中にあった農産物直売所は閑散としていた。通常は八ッ場ダム湖畔の道の駅にある農産物販売コーナーは非常に賑わっており、さらに道の駅内のレストランの従業員からは「忙しすぎてこれ以上お客さんが増えたら大変。」といったような嬉しい悲鳴が聞かれた。また、多くの観光客がダム湖畔の歩道を歩いている姿があり、もともとの景観と相まってより一層散歩しがいのある地域となると思った。

ダムに沈んでしまった集落は、そのまま高台に平地をつくり集落ごと移転した。ダム湖が眼下に広がる旅館などの宿泊施設が多数建設され、観光地として変貌していた。今後は、旧J.R吾妻線の使用していない鉄道レールを生かしたトロッコ型自転車で景観を楽しめるように整備する計画がある。それ以外にも歩道や自転車道を整備することにより、更なる観光地としての展開が期待できるように感じた。

今回、治水・利水の効果や観光資源としての八ッ場ダムを検証するため

に視察したが、ダム周辺の人々にとってさまざまな経済的な恩恵があったとしても、彼らの思い出や景色を犠牲にした上での治水・利水効果であることを忘れてはいけないのだということを感じた視察となった。



(2) 茂木町 茂木町有機物リサイクルセンター『美土里館』について

◇茂木町の概要と視察地選択の理由

①町制施行 明治22年／昭和29年8月1日（1町3村合併）

②人口 12,046人（4,524世帯） ※令和元年10月1日現在

③面積 172.69km²

④視察地選択の理由（市政との関連性）

多額の費用をかけて野田市の堆肥センターの溜まってしまった堆肥を処分することになった事情を鑑みると、野田市の堆肥センターは見直しが必要であると考えている。

市内の若手就農者との意見交換会を開催した際に、野田市の堆肥センターの堆肥は発酵が未成熟であり堆肥として利用するには適さないとの指摘があり、茂木町の堆肥センター「美土里館」を参考にしたらいかがかのご意見を頂戴したことから、視察地として選択した。

◇視察時の状況

①視察時間 午後4時00分～午後5時15分

②視察会場 茂木町有機物リサイクルセンター『美土里館』

③対応者職氏名 茂木町議会 議長 半田 和男 様

茂木町議会事務局 局長 鷺谷 正行 様

茂木町農林課土づくり推進係 係長 永嶋 靖史 様

◇調査事項の概要

茂木町有機物リサイクルセンター『美土里館』における高品質の堆肥を製造する発酵攪拌処理プラントを見学し、堆肥になるまでの過程を調査する。

また、野田市の堆肥センターを今後どのようにしていくべきなのかを検討する上で、施設の建設コスト、維持管理費用および生成された堆肥の活用状況等を調査・検討する。

①茂木町有機物リサイクルセンター『美土里館』の概要

事業概要	敷地面積		14,070 m ²	施設概要	処理能力		4,441 トン/年
	建築物	管理事務所	130 m ²		稼働日数	315 日/年	
		作業庫	990 m ²		滞留日数	105 日以上	
		副資材保管庫	324 m ²		原材料	牛ふん尿	3,228 トン/年
		脱臭棟	393 m ²			生ごみ	512 トン/年
		原料投入棟	195 m ²			もみ殻	250 トン/年
	工作物	液状化棟	167 m ²			枯葉	250 トン/年
		二次発酵棟	1,279 m ²			おがこ	200 トン/年
		乾燥調整棟	2,310 m ²		堆肥	1,117 トン/年	
	装置	円形発酵棟	425 m ²		液肥	894 トン/年	

②『美土里館』の特徴

5種類の原料（生ごみ、牛糞、枯葉、おがこ、もみ殻）を使用し、多量の有益微生物により105日程度で良質な堆肥ができる。

以下、原料の集め方など特徴的なものを記述する。

（生ごみ）

家庭から出る生ごみ（塩分の関係上、残渣を除く）を、自然分解される専用のビニール袋で回収している。

（枯葉）

枯葉専用の袋を町民の希望者に配布し、落ち葉で満載にしたものを1袋400円で買い取る（但し1人最低25袋を集めることが前提）。行政で落ち葉を回収すると年間4,000万円程度かかってしまうところ、この制度のおかげで年間約1万袋（400万円相当）の落ち葉回収をすることができ、道路の清掃費用を削減することに成功している。

（おが粉）

独自で破砕機を所有していることから、私有地内の剪定された木や森の間伐材を行政が無料で引き取り、必要な時に必要な量だけ堆肥の材料のおが粉に変えている。

(もみ殻)

日本で数少ないもみ殻回収車を所有、各農家へ回り無料で回収している。

(竹粉)

竹は、乳酸菌が豊富で発酵を促進させる効果があることから、現地で破碎し、堆肥の材料として竹粉を混ぜている。また、竹粉はそのまま業者に販売することができるとのことで、町内の森林環境の整備に役立っている。

◇所見(市政の課題等に対する実現可能等)

茂木町有機物リサイクルセンター(美土里館)の年間堆肥処理量は4,441トンで、野田市の堆肥センターの処理量は約5,000トンとほぼ同等の処理量である。滞留日数つまり、発酵までに要する日数は、茂木町で、最短で105日(約3カ月)であるが、野田市は最短で約7~8カ月にもかかわらず発酵が未成熟で、農家からは不評である。そのため、堆肥の受け取り手が少なく、堆肥スペースを確保するのが困難な状況にある。

美土里館では、円形発酵攪拌棟内にコンベアで自動搬送された原料は、円形発酵装置で堆積し、槽の中心を軸にして往復旋回するスクリーによって攪拌し発酵させる。さらに中央地下部に設置されたコンベアによって二次発酵棟に搬送され、二次発酵棟内で約65日間攪拌されながら発酵を進め、良質で安全な堆肥ができる。野田市においても、温度、湿度、空気、水分等を調節できるような円形発酵棟で、搬送された原料をコンベアで発酵装置に運び短期間に一次発酵を行えるようにしたほうが良いと考える。

臭気についても、美土里館のように円形発酵攪拌棟内の臭気捕集ルーフからブローにより吸収し、脱臭装置(美土里館では排気された臭気を樹皮とおが堆肥を堆積し、吸着及び微生物脱臭する)を通して外気へと排気するといった工夫が必要であると考えます。

野田市においては、剪定枝の持ち込みは需給バランスが悪く、堆肥の保管スペースを確保するために、数億円をかけて処分しなければならなくなった現状があり、今後受け入れを規制しようとして検討がなされているとのことで課題が山積みである。

そもそも野田市の場合は、ごみ減量対策で自然廃棄物の焼却処分費用の一助になればとの考えで始まった事業である。確かにごみ減量効果の即効性はあったといえる。しかしながら、ごみ減量対策部分を重要視しすぎていたため、リサイクルや製造された堆肥の質という視点での施設整備を怠っていたといえる。

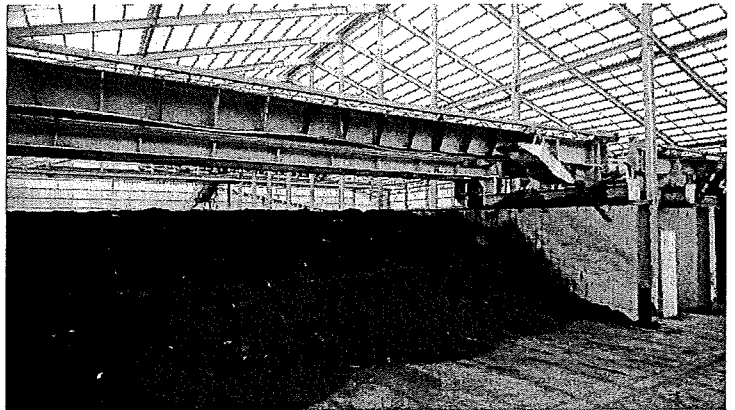
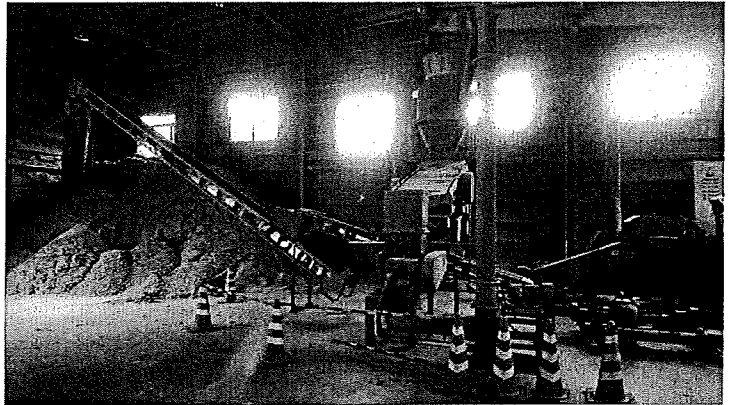
茂木町の有機物リサイクルセンターは、施設整備費に約6億3,800万円。そのうち約半分が資源リサイクル畜産環境整備事業という名目で、国庫補助金を充てられたため、実質、約半分で施工した。また、年間の運用経費は約5,500万円であるが、堆肥等の販売による収益が約2,300万円あることから、実質約3,200万円の経費で運営している。

結果として、町内の枯葉処理や森林整備などの環境整備費用が堆肥の原料を集める過程でできているため、ごみの減量、森林保全、地産地消、循環型農業など、3,200万円以上の経済効果があり、野田市としても見習うべきであると考えます。

野田市は、現在の堆肥余りの状態を解消するためには、大きな決断をする必要があると考えます。今後も何年かに一度、数億円かけて処分する費用が生じるのであるならば、同等の額を同町のリサイクルセンターのような施設整備費に充てるべきである。

国が新たに設立した森林環境譲与税を活用して運用経費にあてられるのであれば、野田市においてもしっかりとした堆肥のリサイクル施設を建設し、良質な堆肥を作り、『野田市で出た自然廃棄物は、野田市の土に返す』循環型農業及び社会に舵を切るべきであると感じた。さらに、その良質な堆肥で作られた農産物を生物多様性の象徴であるコウノトリと結び付け、全国にアピールし、農産物を販売促進することで、さらなる野田市のブランドの強化に繋げていかなければならないと考える。

今が『ピンチをチャンスに変える』絶好のタイミングである。いずれにしても、茂木町有機物リサイクルセンターの施設は、まさに、野田市の循環型農業及び社会を実現可能とするための理想的な素晴らしい施設であり、野田市の将来を見据えたビジョンを考察する上で、大変参考になった。



令和元年11月24日

野田市議会議長 竹内 美穂 氏

会 派 名 政 清 会

代表者氏名 平井 正一



出張調査報告書

調査のため出張しましたので、その概要を下記のとおり報告します。

記

1 出張者名 竹内 美穂 深津 憲一 染谷 信一 山口 克己
古橋 敏夫 邑楽 等 木名瀬 宣人 濱田 勇次
木村 欽一 中村 祐介

2 出張先及び調査事項

- (1) 宮城県名取市 防災・減災の取り組みについて
- (2) 秋田県横手市 スポーツによるまちづくりについて
- (3) 岩手県二戸市 公民連携によるまち再生事業について

3 出張期間

令和元年8月20日(火)～令和元年8月22日(木)

4 調査報告

- (1) 宮城県名取市 防災・減災の取り組みについて

◇名取市の概要と視察地選択の理由

①市制施行 昭和33年10月1日

②人 口 78,460人 (30,288世帯)



③面積 98.17 km²

④視察地選択の理由（市政との関連性）

名取市は、東日本大震災後の国の防災基本計画、宮城県地域防災計画の修正および震災の教訓を反映させた新たな地域防災計画を、平成27年3月に策定している。名取市地区防災マニュアルを作成し全戸配布するだけでなく、市内の公民館区ごとに防災マニュアルを作成し、防災・減災に取り組んでいる。今年度は震災復興計画の最終年度であり、令和2年3月の復興達成宣言に向けて事業の総仕上げを進めている。

野田市においても、震災の教訓を生かした防災計画等の見直しは必要であり、今後起こると予想されている大地震の被害をできる限り少なくするためには、行政だけでなく各家庭や地域ごとに防災・減災の取り組みが重要であると考えることから、視察地として選択した。

◇視察時の状況

①視察時間 午前9時55分～11時45分

②視察会場 名取市役所3階 第3・4委員会室

③応対者職氏名 名取市議会 議長 丹野 政喜氏

事務局長 相澤 幸也氏

総務部防災安全課 課長 五十嵐 竹美氏

〃 防災係長 小笠原 博志氏

◇ 調査事項の概要（防災・減災の取り組みについて）

①東日本大震災後の国の防災基本計画、宮城県地域防災計画の修正および震災の教訓を反映させた新たな地域防災計画について、②災害発生時の関係部局間の調整や職員の行動について、③各自治会や自主防災組織との連携について、④防災拠点の整備についてなど、震災の初動対応や実際に災害を体験して感じた不都合箇所およびそれらによって得られた教訓等について、野田市にも共通するような改善・修正点を調査した。

◇所 見（市政の課題等に対する実現可能性等）

①地震に伴う被害としては、揺れによるものと津波によるものがあり、東日本大震災は特に津波による被害が甚大であったことから、津波対策を強化するため、災害種別毎（地震災害編・津波災害編・風水害災害等編）に改編が行われている。3方を河川に囲まれている野田市においては、線状降水帯や集中豪雨などによる河川の氾濫の危険性が高い反面、津波の被害の危険性はかなり低い。そのため、災害種別毎に改編を行うのであれば地震災害編と風水害災害等編の2編への修正を検討し、それぞれに東日本大震災の教訓を追記していくことが必要であると感じた。

②災害対策本部において関係部局間での調整が必要な重要事項については調整を行っている。職員行動マニュアルを策定し、各部局の役割を明確化することで、部局間の調整そのものを必要としないように取り組んでいる。

東日本大震災は勤務時間中の発災であり、人員は確保されていた。しかし、庁舎の安全が確認できるまでは庁外避難を強いられてしまったことから、庁舎の耐震化は必須である。また休日・夜間の発災を想定し、限られた人数で行う業務の優先順位と職員体制を定め、防災無線や災害配信メール、非常用発電機などの操作など、重要な業務は複数の職員ができるようにしておくことが必要である。

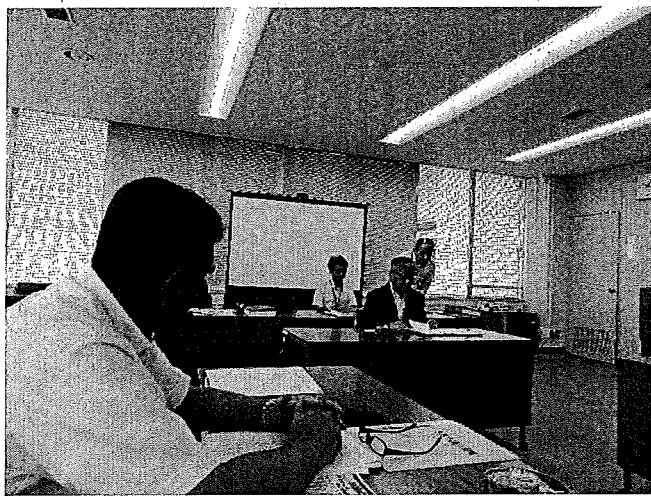
③地区の自主防災組織の結成の支援、防災リーダーの育成に努めているほか、各避難所の避難所運営本部に自治会、自主防災組織の代表者も加わり、避難所名簿の作成、安否情報の収集、支援物資の配布協力など、連携の強化を図っている。

さらに、公民館区ごとに防災マニュアルを作成する過程において、町内会長、区長、自主防災組織の代表者などにワークショップに参加して頂き、地元における過去の災害や想定される災害の危険性などの情報収集や意見交換を行い、地域防災マップに追記し、より有効で詳細なマップの作成に寄与している。

④発災時の停電や中継局の電源落ち、プロバイダー側の不具合など東日本大震災の際に上手く機能しなかった点について、市庁舎の無停電対策、災害対策本部を設置予定の部屋への優先的な電源の確保、情報収集のための無線LANや大型モニターテレビの整備などを行っていた。

防災無線の故障等で避難広報・誘導を行っていた職員・消防団員、住民が津波の犠牲となった経験から、避難誘導に関するルールの徹底し、防災計画・防災マニュアルへの反映していた。

野田市に津波が到達する可能性は低いが、地震災害や風水害時に備えて名取市の教訓のうち有効性の高いものについては、防災計画等へ組み込んでいく必要があると強く感じた。また、地域ごとにわかりやすい防災マニュアルの策定は手間とコストがかかるかもしれないが、少なくとも1度は作成し、適宜、新たな情報を更新して地域間で共有することが必要であると感じた。



(2) 秋田県横手市 スポーツによるまちづくりについて

◇ 横手市の概要と視察選択地の理由

①市制施行 平成17年10月1日

②人 口 91,743人 (34,311世帯)

③面 積 692.80k㎡

④視察地選択の理由（市政との関連性）

野田市長の公約の中に、「元気で明るい家庭が築ける野田市」を掲げている。その中の一つとして、スポーツを通じて、青少年の健全育成、地域の活性化などに繋がりたいという思いがある。秋田県横手市は、スポーツ立市宣言をし、議員提案による『「スポーツ立市よこて」でまちを元気にする条例』を全会一致で可決している。横手市の取り組みを視察し、参考とするため。

◇ 視察時の状況

①視察時間 午後1時30分～午後3時15分

②視察会場 横手市役所5階 第2委員会室

③対応者職氏名 スポーツ振興議員連盟会長 本間 利博 氏

議会事務局 総務係長 瀬島 正人 氏

議事調査係 菅原 義隆 氏

④説明者職氏名 スポーツ振興議員連盟前会長 青山 豊 氏

横手市教育委員会 教育総務部

スポーツ振興課 課長 加藤 貞純 氏

課長代理 高橋 秀明 氏

主査 菅 崇 氏

◇ 調査事項の概要（スポーツによるまちづくりについて）

横手市のスポーツによるまちづくりは、議員提案による『「スポーツ立市よこて」でまちを元気にする条例』が制定され、スポーツによる健康づくり、全国大会や合宿の誘致などによる交流拡大、スポーツを通じて地域の連帯感や郷土意識の醸成、地域振興に取り組んでいる。また、スポーツに関する事業をスポーツ担当部局に限定せず、部局を横断する仕組みを条例で制定している。

地元出身の元プロ選手やスポーツアナウンサー等を「スポーツ大使」に任命し、バスケットボール、野球、バレーボールなどの大会を誘致し開催。また、VリーグやBリーグのチームの合宿等を誘致し、スポーツ教室を通じて子ども達に指導するなど、市民とスポーツの距離を縮めることに成功している。

合宿誘致のため、1団体あたりにいくらとするのではなく、合宿での食材購入費を補助。また、公用バスを使い、駅や空港と宿舎、宿舎と体育館などの送迎サービスの提供など、「おもてなしの心」で新しい形の補助を行っている。

◇ 所見（市政の課題等に対する実現可能性等）

野田市は、機構改革を行い、自然経済推進部に商工観光課、スポーツ推進課、魅力推進課を設置した。また、スポーツに関する事業を担当部局に限定しないため、部局を横断して取りまとめる市政推進室がある。また、野田市出身の元プロ選手やオリンピック選手など人材も輩出していること、体育協会などの人脈を活用することで、合宿誘致は実現可能であると思う。まさに、横手市が取り組んでいるスポーツを通じて、青少年育成、地域の連帯感や郷土意識の醸成、地域振興に取り組むことが出来る環境にあると思う。

また、「健康立市」という観点で対象者を高齢者に視点を向ければ、保健福祉部が、青少年育成の点からいえば、教育委員会が携わることになる。首長から独立した行政機関ではあるが、横手市では、教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例つまり、市長部局でも行える職務権限の特例を条例で定めている。野田市も実現可能だと感じたが、市政推進室が設置されて間もない現状において、実際には形だけで、機能していないというのが、率直な見解である。野田市でこの条例を取り入れるには、市政推進室の機能強化と関係部局と体育協会などと意見交換を積み重ね、市職員の意識改革が必要不可欠であり、同時に市民の意識を醸成させ、気運を高める必要があると感じた。今回、横手市の「スポーツによるまちづくり」の取り組みは、野田市も理想とする政策であり、実現の可能性が高い政策で大変参考になった。

(3) 岩手県二戸市 公民連携によるまち再生事業について

①市制施行 昭和47年4月1日

②人口 27,566人(11,870世帯)

③面積 420.42km²

④視察地選択の理由(市政との関連性)

野田市における今後の魅力あるまちづくりを考えたときに、一つの手法として官民がそれぞれの分野の力を生かしながら強く連携し、一体感をもって事業を進めることを考えた。二戸市は「都市の便利さと田舎の優雅さを兼ね備えた小都市の魅力をつくろう」と公民が一緒になり「宝を生かした楽しく美しいまちづくり」取り組んでいる。この二戸市の取組を視察し、野田市にも応用できるか参考にするため。

◇ 視察時の状況

①視察時間 午前9時30分～午前11時30分

②視察会場 二戸市役所 2階 会議室

③対応者職氏名 議会事務局 事務局長 米澤 幸彦氏

公民連携推進課 課長 立花 幸博氏

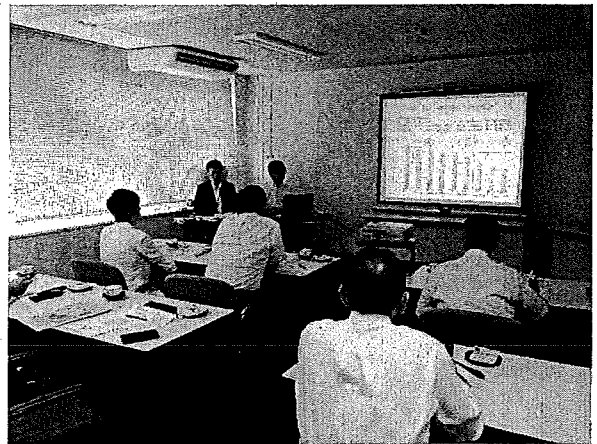
公民連携推進課 副主幹 五日市 寿丸氏

◇ 調査事項の概要

二戸市は、平成4年から宝「さがし」から宝「おこし」、そして地方創生へと、「宝を生かしたまちづくり」事業を実施している。にのへの宝を生かした主な事業展開として、ふるさと名物応援宣言、にのへブランド海外発信事業、公民連携まち再生事業、にのへ型テロワール事業の展開があり、特に公民連携まち再生事業にある3つの重点地区で民間力を活用した事業として、天台寺周辺地区で漆産業や歴史と連動したまちづくり、九戸城跡周辺地区で九戸城跡の整備と連動したまちづくり、金田一温泉周辺地区で温泉と地域資源の融合によ

るまちづくりを実施している。

※テロワール事業：「テロワール」とは、フランス語で土壌のこと。ここでは、地域資源を活かした食と観光プロジェクトのこと。



◇ 所見（市政の課題等に対する実現可能性等）

「にのへの宝を生かしたまちづくり」で注目する点は、まず、事業を実施するにあたって、何よりも行政自らがとても強いリーダーシップを持ち、広告塔になった。更には国、県からの事業援助について最大限利用している。

人口が27,000人余りの小さな街であるが、木漆の生産量は日本一であり、日本酒の「南部美人」は海外のコンテストで受賞するほどのブランドで、民話にある「座敷わらし」は有名な話である。二戸市は貴重な街の宝をしっかりと把握し、事業基盤を考えている。民間との連携に対しては、行政では足りない部分を外部より優れたコーディネーターを招いて補っている。このコーディネーターの働きが民間のやる気を更に出させており、事業を成功させていると感

じた。

野田市では、魅力発信事業として市の自然再生・創出の取り組みに、歴史と食文化を絡めながら、野田の魅力を市内外に発信するため、平成29年度から市民参加によるシティプロモーション事業を始めている。応募内容は、多くの方々に市の魅力を知っていただくため、テーマを設けず全国の人々に「とにかく伝えたい」野田市ならではの魅力を発信するとある。民間への事業補助金は一般的に行われているものであり、一定の効果は出ているが、「市の魅力を発信する」との大題目には、更なる行政の熱意と工夫が必要であると感じた。二戸市の公民連携によるまち再生事業の手法を参考に、野田市も行政自らが市民と一緒に、しっかりと潜在的なまちの宝を把握するために実績のあるコーディネーターの助言等を検討し、野田市の魅力発信事業および市街地の活性化事業などに役立てていけるのではないかと感じ、大いに参考になった。そのためには、まず野田市においても今後、行政が今以上に熱意を持ち、市民と一緒に野田の宝を再確認することから始めるのが良いと思った。

(先進地視察用)

(別紙5)

令和2年3月23日

野田市議会議長 竹内 美穂 様

会派 政清会

代表者氏名 平井 正一



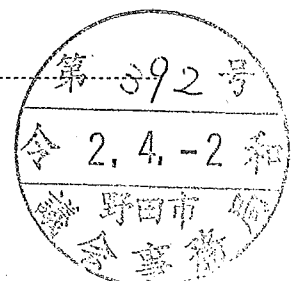
出張調査報告書

調査のため出張しましたので、その概要を下記のとおり報告します。

記

- 1 出張者名

<u>中村 裕介</u>	<u>木村 欽一</u>	<u>濱田 勇次</u>
<u>木名瀬 宣人</u>	<u>呂楽 等</u>	<u>古橋 敏夫</u>
<u>山口 克己</u>	<u>深津 憲一</u>	<u>染谷 信一</u>
<u>平井 正一</u>	<u>竹内 美穂</u>	
- 2 出張先及び調査事項
 - (1) 和歌山県和歌山市 リノベーションまちづくり事業について
 - (2) 奈良県橿原市 子ども総合支援センター（発達障がい児に係る支援の拠点施設）について
 - (3) 滋賀県守山市 自転車を活用したまちづくり推進事業について
- 3 出張期間 令和2年1月20日（月）～令和2年1月22日（水）
- 4 調査報告
 - (1) 和歌山県和歌山市リノベーションまちづくり事業について
◇和歌山市の概要と視察地選択の理由
①市制施行 明治22年4月1日



②人口 355,411人(188,528世帯)

③面積 208.84km²

④視察地選択の理由(市政との関連性)

和歌山市では、遊休不動産という空間資源と潜在的な地域資源を組み合わせ、経済合理性の高いプロジェクトを興して地域を活性化する「リノベーションまちづくり」を、民間主導の官民連携で推進するとともに、リノベーションスクールを平成25年から合計7回開催し、まちづくりの担手の育成を図っている。その効果として民間自立型のまちづくり会社「家守会社」が6社設立し、17件のリノベーション物件が事業化され、まちづくりイベント5件が実施されている。

このような先進的な官民連携の成功事例を視察することにより、野田市のまちづくりに生かしていきたい。

野田市は、野田地域と関宿地域に大別される。

野田地域は、国道16号以西は主に市街地、以東は農地、ゴルフ場を中心とした土地利用がなされている。市街地は、その土地利用上の特性から北部、中央および南部の3地区に区分することができ、北部地区と南部地区は、土地区画整理事業などにより、計画的に開発・整備された住宅地が広がっている。中央地区は、古くからの醤油工場の集積を中心に工業地、商業地及び住宅地が形成されており、経済、文化、商業、生活の中心的地区となっている。なお、中央地区での中心商業地においては、郊外部での大型店舗の立地や店舗の老朽化、後継者不足などにより空き店舗がそのままになっている。

また、国道16号以東に関しては川間、東部及び福田の3地区に区分けことができ、台地部分は主に畑地及びゴルフ場として利用されており、低地部分は水田として利用している。

関宿地域については、関宿北部、関宿中部及び関宿南部の3地区に区分けことができ、関宿北部地区は、城跡や史跡等の歴史的遺産による文化的な潤いのある市街地が形成されている。関宿中部地区は、基盤整備が遅れているものの、土地区画整理事業による計画的な市街化が図られ、さら

に、関宿はやま工業団地が整備されて流通施設等が集積し、関宿南部地区は、優良な農地と共存する形で集落が形成されている。

このような立地条件の中で、平成15年6月の合併後、旧野田市都市計画マスタープランと旧関宿町マスタープランを新市都市計画マスタープランの指針とし、平成19年12月に「野田市総合計画」の見直しを行い、都市の新たな総合計画を策定した。それをもって都市計画マスタープランは、平成20年及び21年で、必要な見直しを行い、2つの旧都市計画マスタープランの一体化を図り、平成34年（令和4年）を目標とした魅力ある街づくりを進める策定をした。

また、平成18年8月に施行された「中心市街地の活性化に関する法律」の主旨とその基本方針に沿って、多様な都市機能が集積した中心市街地の形成が計画された。

以上のように企業城下町であった点、商店街通行者の減少、郊外への大型商業施設の出店等により、中心市街地の衰退をたどったという似た状況にありながら、堅実に活性化に向けた施策を繰り広げている和歌山市を視察することで、その手法が参考になると考え、視察地として選択した。

◇ 視察時の状況

① 視察時間 午後1時30分～午後3時30分

② 視察会場 和歌山市役所庁舎3階 第一委員会室

③ 対応者職氏名 和歌山市議会副議長 松本 哲郎 氏

都市建設局都市計画部都市再生課

リノベーション推進専門員 榎本 和弘 氏

◇ 調査事項の概要（リノベーションまちづくり事業について）

①和歌山市の概要について

紀伊半島の北西部に位置する和歌山県の県都・中核市。日本遺産に認定された「絶景の宝庫 和歌の浦」や紀州徳川家の居城・史跡和歌山城等の地域資源を有する。

・まちなかについて

和歌山城、JR和歌山駅、南海和歌山市駅で囲まれたエリアがまちなかと

され、かつて賑わった「ぶらくり丁商店街」や、平成29年4月に開校した伏虎（ふっこ）義務教育学校等が所在している。

・ターミナル駅の乗降客数

本市のターミナル駅である南海和歌山市駅とJR和歌山駅の乗降客は、昭和45年まで南海和歌山駅がJR和歌山駅（旧和歌山東駅）を上回っていた。昭和46年の黒潮国体の開催年に旧和歌山東駅は和歌山駅に改称となり、ここから乗降客数が逆転し、現在はJR和歌山駅の乗降客数は南海和歌山市駅の2倍ほどに増加している。

・まちなかの人口減少

中心市街地は50年で住居人口が半減。近年は下げ止まり傾向である。

②取組背景

・中心市街地活性化基本計画

平成19年から平成24年まで、認定中心市街地活性化基本計画に基づき59事業が完了したが、未だ活性化にはいたっていない。

・まちなか商業の衰退

平成3年と平成26年の年間商品販売額を比較すると、和歌山市全体では約2割の減少に対し、まちなかでは6割以上の減少と、まちなかの商業の衰退が著しい。

・空き店舗率の推移

ぶらくり丁6商店街の営業店舗数は年々減少しており、空き店舗率も平成26年度以降30%を超えていた。

・商店街通行量の推移

ぶらくり丁商店街の日曜日の通行量は、昭和54年には67,884人だったが、平成28年には3,762人までに落ち込んだ。

・大店舗の立地状況

30年前は中心部に大店舗が集約されていた、その後、郊外型大型商業施設の出店数が増えている。りんくうタウンには平成12年にプレミアムアウトレット（4期拡張208店舗）、平成16年にイオンモール泉南が開業。平成26年には、阪和沿道にららぽーと・コストコ、府県境の和歌山

大学前（ふじと台）にはイオンモール和歌山が開業した。現在は、和歌山中心部では、百貨店は大丸（平成10年）、丸正（平成13年）、高島屋（平成26年）が撤退し、残るはJR和歌山駅前の近鉄百貨店のみとなっている。

・路線価の推移

下がり続けている。

・遊休不動産、駐車場、空き地等の調査

平成26年度の調査によると、まちなかには空き店舗や空き家、空き地、駐車場等の遊休不動産があふれている。

・遊休不動産を活用した都市機能の集約化

小中一貫校開校に伴う学校跡地を有効活用し、コスト削減を図りながら都市機能の集約を目指している。

・和歌山市駅周辺整備（再開発事業等）

・まちなか住居に繋がる民間投資の進展

・官民様々なプロジェクトの実施

・中心市街地の再編

中心市街地の教育・生活環境を再編・整備して居住人口を回復させる。従業・就学人口を呼び戻し、就業・賑わいのコンパクトシティの核として再構築する。

③リノベーションまちづくり

・リノベーションまちづくりとは

民間主導の公民連携により、今ある遊休不動産や公共空間を活用することで、都市・地域経営課題の解決を図る。

「家守（やもり）会社」と呼ばれる民間自立型のまちづくり会社が、リノベーションを通じて、雇用の創出やコミュニティの活性化等を図っている。

公共施設や公益事業施設等をリノベーションする「大きいリノベーション」と、民間が所有する小規模施設等をリノベーションする「小さいリノベーション」を組み合わせる。

・リノベーションスクール

リノベーションまちづくりを進めていくため、短期集中合宿「リノベーションスクール」を開催し、遊休不動産の再生とまちづくりの担い手の育成を図っている。

・リノベーションスクールの開催と開催状況

平成25年度からリノベーションスクールを7回開催し、これまでに約200名が受講し、家守会社も5社設立されている。

・リノベーションスクールの成果

リノベーションスクールの提案の事業化が7件、その他の物件でスクール受講生が携わり事業化されたものが11件あり、まちなかのコンテンツが充実してきている。

・リノベーションの事例

・リノベーションスクールの波及効果

リノベーションスクールが契機となり、受講生等が商店街や道路、河川を活用したイベントを開催。商店街の空き店舗でも、波及的に新たな事業が相次いで実施されている。新規開業店舗も増加している。路線価の上昇、遊休不動産の減少がある。

・わかやまリノベーション推進指針の策定

・リノベーションまちづくりの事業費

④官民連携まちづくり

・インフラ整備会社との連携

平成29年3月に策定した「わかやまリノベーション推進指針」に基づき、平成30年度から鉄道会社とのリノベーションまちづくりに関する連携協定を締結。これまでまちなかで上げてきた成果を、周辺地域にも波及させる。

・民間事業者によるまちづくり

全国最多の10法人が都市再生推進法人として活躍している。

・都市再生推進法人と指定状況

・まとめ・今後の取組み

以上のような説明があった。

◇ 所見（市政の課題等に対する実現可能性等）

和歌山市では、市の人口動態及びまちなかの人口減少、商業の推移、ターミナル駅の乗降客数の推移をもとに、「中心市街地活性化基本計画」を作成し、平成19年から平成24年まで59事業の実施を行った。しかし、計画通りの活性化には及ばなかった。

そこで、まちなか商業の推移、ぶらくり丁6商店街の空き店舗率の調査、商店街通行量の推移及び、活性化しない原因、路線価の推移、駐車場・空き地調査等の調査を行った。この調査をもとに、遊休不動産を活用した都市機能の集約化が必要であることがわかり、大学の誘致、和歌山市駅周辺整備（再開発事業等）、また、同時に官民連携による様々なプロジェクトの実施により、中心市街地の教育、生活環境の再編・整備での人口増加、就業・就学人口の増加を目指し、賑わいのあるコンパクトシティとして再構築することに至った。

また、再構築の一翼を担う官民連携においては、「家守会社」と呼ばれる民間自立型のまちづくり会社が、リノベーションを通して雇用の創出やコミュニティの活性化等を図っており、不動産オーナーと事業オーナーとの間を取り持つ仕組みづくりがなされていた。

特にこの仕組みづくりの中のリノベーションスクールは、

*まちづくりへの思いのある受講生が、リノベーション先駆者のレクチャーやアドバイスを受ける。

*実在する遊休不動産を再生させるための事業計画を立案する。

*不動産オーナーに提案し事業化を目指す。

*リノベーションスクールを通じて、まちづくり会社の設立等、まちづくりの担い手の育成を進める。

以上の方針のもと実践的な取り組みがされており、現在までに7回のスクール開催と、様々なイベントを開催している。

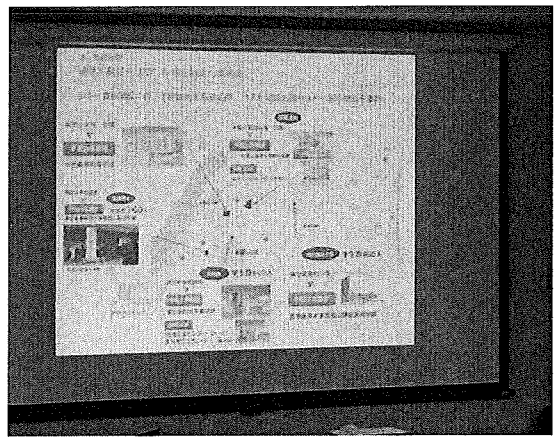
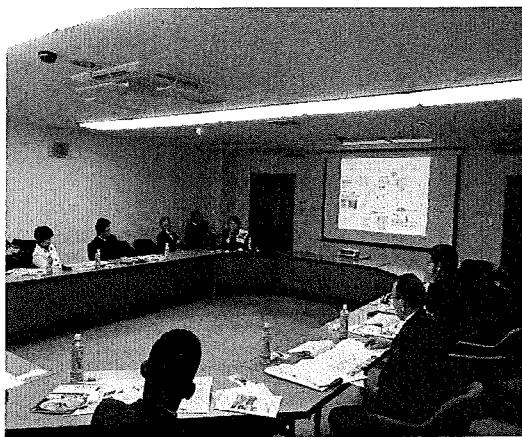
さらに、「わかやまリノベーション推進指針」に基づき、鉄道会社とのリノベーションまちづくりに関する連携協定を締結し、まちなかで上げてき

た成果を周辺地域にも波及させため、民間事業者によるまちづくりとして10法人の都市再生推進法人の指定をし、様々な角度からリノベーションに取り組んでいた。

和歌山市の「リノベーションまちづくり」は、しっかりとした推移調査のもとに、長年にわたる試行錯誤の中、地域の人的・歴史・文化・環境の資源を生かした取組の結果であると思う。今後の官民連携であるまちづくりの自己増殖を担うであろう「家守会社」と「リノベーションスクール」の仕組みは、特に参考になった。

野田市でも和歌山市の成功事例の取組のような堅実な手順及び、仕組みづくりができればと思い、今後のまちづくりの参考にしたい。

近年の中心商店街は、部分的に商店と住居の併用住宅が住居専用住宅に建て替えつつある。今後の賑わいある商店街を考えた場合、まずは、現在のシャッター街になっている町並みに対し、商店街としての形態が残っている間に、居住の有無等今後に対する調査をすることが大切だと考える。また、中心市街地の全体計画を早急に作成すべきであると考えている。



(2) 奈良県橿原市子ども総合支援センター事業（発達障がい児に係る支援の拠点施設）について

◇橿原市の概要と視察地選択の理由

①市制施行 昭和31年2月11日

②人口 121,736人（53,761世帯）

③面積 39.56km²

④視察地選択の理由（市政との関連性）

野田市では、幼児期からの子育て支援として保健センターの子ども支援室が窓口となり、状況に応じて児童家庭部、保健福祉部、教育委員会それぞれの担当部署と連携をして切れ目ない対応と支援体制を構築していた。しかし、虐待事件以降、児童福祉法が改正され、各自治体で子ども家庭総合支援拠点を整備することができるようになったことから、児童家庭部に新たに子ども家庭総合支援課を整備し、保健福祉部、教育委員会の担当部署を配置することとなった。子育ての悩みは様々で、幼児期の発達の悩みがいつ虐待へと移行するのかが注意深く親身になって相談に応じて対処する必要がある中で、幼児期から就学期までの発達障がいの特化した支援拠点施設を整備した樫原市の「子ども総合支援センター事業」の取り組みを学び参考にするため。

野田市は、本庁と別棟に保健センターの窓口である子ども支援室を配置している。この支援室は妊娠中から18歳までのお子さんの健やかな成長と子育てをサポートし、お母さんの子育ての悩み、子どもの成長発達、子育て支援サービス、児童たちからは友達のこと、学校のこと、身体のこと、家族のことなど様々な事案に対応している。

一方、樫原市の子ども総合支援センターでも子どもの発達や健やかな成長発達を目指して発達相談や教育指導を行っており、同センターと類似点が大変多く樫原市の子ども総合支援センターを視察することで、野田市との違いや特徴を本市においても参考にするため現地視察を行った。

◇ 視察時の状況

①視察時間 午後1時30分～ 午後3時30分

②視察会場 子ども総合支援センター1F 会議室

③対応者職氏名 樫原市教育委員会事務局

副局長兼子ども総合支援センター長 辻岡 章裕氏

子ども総合支援センターこども発達支援課長

藪本 浩 氏

◇ 調査事項の概要

幼児期から就学期に向けて保健、福祉、教育などの視点から発達に関する相談や療育・リハビリ、保護者支援、研修などを受けられる総合施設である。

総事業費約2億8300万円で、そのうち国の地域経済活性化・雇用創出臨時交付金の2億7600万円を活用し、小学校の空き校舎を改修して建設された。

特徴として通常、保健福祉部門が主体となり運営するのがほとんどであるが、橿原市は、教育委員会が主体となり保健福祉部門と連携し運営している。そのため、就学時の小学校、中学校への情報伝達や連携が密になり、特別支援学級や特別支援学校などへの移行がスムーズになるだけでなく、就学後も引き続きフォローすることができる体制となっている。また、軽度の児童は、学校に通いながら支援センターに通級し、療育・リハビリを受けることができ、相談、早期発見、早期対応しやすい環境を構築している。

◇ 所 見（市政の課題等に対する実現可能性等）

橿原市子ども総合支援センターは、平成26年4月に白檜南小学校の校舎を活用し開設し、障がい者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、療育に関しては、身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう専門的知識又は技能を有する職員の育成という内容も位置づけもされた。

当センターは「教育支援課」と「子ども療育課」の二課体制で運営していたが、平成30年4月からは「こども発達支援課」の一課体制での運営となり、この機構改革により当センター内でも、教育・療育・相談の更なる効果的な連携が行えるようになった。

橿原市は人的・機能的な資源を効果的に生かしたインクルーシブ教育に取り組んで社会全体が暮らしやすいものと障がいの有無に関わらず、全ての人にとって優しい環境づくりを目指すユニバーサルデザインの環境づくりや、合理的配慮の考え方について、理解啓発に向けた取り組みを進めている。

グレーゾーンと呼ばれる子ども達が増えている中、発達障がい¹の早期発見や正しい理解と適切な療育が必要である。子育て相談窓口や関係機関との連携した切れ目ない支援は、今後、益々重要となる分野であると檀原市を視察して確信した。

また、野田市の子ども支援室でも発達相談や教育相談、実際に子どもと活動する幼児療育教室や、集団療育、個別療育、機能訓練の相談等は受けている。檀原市のように同施設に児童発達支援事業を取り入れ、運動の遅れが気になる子ども、ことばや行動、発達が気になる子ども等への療育や相談に乗り、医療部門を有するきめ細やかな療育施設が無く支援を利用する場合は市内外の施設を利用するしか方法がない。

今後、人口減少による施設の統廃合等で役目を終えた施設を、檀原市のような軽度な発達障がい施設にするなど費用対効果も検証する必要があると感じた。よって今回の檀原市の「子ども総合支援センター事業（発達障がい児に係る支援の拠点施設）」取り組みは、本来の市民サービスあり方を改めて考えさせられ、その答えの一端を垣間見ることができ、大変参考になった。



(3) 守山市 自転車を活用したまちづくり推進事業について

◇守山市の概要と視察地選択の理由

①市制施行 昭和45年7月1日

②人口 83,746人(32,639世帯)

③面積 55.74km²

④視察地選択の理由(市政との関連性)

今後の野田市における魅力あるまちづくりの中で観光振興を考えたときに、一つの手法として、整備中のサイクリングロードを含めた自転車を活用した観光振興を進めることを考えた。守山市のまちづくりの基本理念として「のどかな田園都市」を掲げ、自転車を活用したまちづくりは、琵琶湖岸リゾート地域の活性化を目的に地方創生の柱として、自治体間連携、民間企業との連携、広域連携の戦略的連携を目指している。この守山市の取組を視察し、野田市にも応用できるか参考にするために視察地として選択した。

◇ 視察時の状況

①視察時間 午前10時00分～午前11時45分

②視察会場 守山市役所 3階 会議室

③応対者職氏名 議会事務局 総務課長補佐 松山 正氏

地域振興・交通施策課 課長 山本 祐美子氏

地域振興・交通施策課 主任技師 高山 尚道氏

◇ 調査事項の概要

守山市は、「都市と田園が調和した土地利用、コンパクトなまちづくり」に取り組んでいる。その中で自転車を活用したまちづくり推進事業に関して、下記の項目について調査した。

①事業の目的、内容、経緯について

守山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の一つに、住みやすさの質を高め、均衡のとれた人口増加と交流人口の拡大を実現するために、自転車や湖上交通等、守山らしい素材と強みを生かした観光交流を推進している。

守山市は、地形が平坦で自転車に適した地勢であることや、琵琶湖一周サイクリング「通称：ピワイチ」の経験者が最も多く立ち寄る場所・施設が琵琶湖大橋であることから、この自転車を軸に観光振興を図ることは交流人口の拡大に大きく寄与している。自転車関連産業は自転車の部品から衣料、サイクリングに伴う宿泊・飲食需要等の経済波及効果が大きく裾野の広い産業であり、自転車を活かしたまちづくりの推進は立地する企業に

も経済効果が生まれている。

自転車を活かしたまちづくりにおいて、市が有するポテンシャルを最大限に活かすとともに、その経済波及効果を踏まえハードとソフト両面においてインパクトがあり、サイクリストの目線に立ったきめ細やかな事業を官民連携して推進している。守山市が「ビワイチ」の出発・目的地としてサイクリストに選ばれるよう、休憩・利便施設の整備を進めるとともに、市内の自転車愛好者が官民の枠を超えて連携し市全体でサイクリストをもてなす満足度の高いサービスや環境を整え、自転車関連事業者の誘致や市内関連事業者の取組を推進している。

②事業における工夫、参考事例について

守山市が参考事例とした今治市は、サイクリストの聖地と言われている。この「しまなみ海道」の成功モデルを徹底的に研究して、「ビワイチ発着地のまち・守山」をキーワードに、しまなみ海道に次ぐ聖地となるため、自転車を軸としたまちづくりを始めた。さらに世界的自転車メーカーGIANT（ジャイアント）を巻き込み（誘致し）、「ジャイアントストアびわこ守山」を琵琶湖マリオットホテル内にオープンした。しまなみ海道の今治、尾道に次ぐ全国で3店舗目のレンタサイクルを併設した「GIANT」ブランドの旗艦店でありGIANT社の劉会長から、自転車の聖地となる可能性があるという評価を得ている。

◇ 所見（市政の課題等に対する実現可能性等）

野田市で最も多く利用されるサイクリングロードは、市内を囲む河川の堤防上段を走るルートであり、休憩所（四阿）やトイレなど、数か所設置されているが、未だ十分とはいえない。さらに観光名所の清水公園、郷土博物館、キッコーマン醤油工場など市街地内の周辺施設を利用するためには、一度堤防敷のサイクリングロードから一般道に降りることになり利便性が心配される。現在、市街地の道路はサイクリングや自転車専用のレーンの整備は無く、周回するサイクリングロードの形態としては守山市と同じような条件ではあるが、琵琶湖を中心とした観光振興とではポテンシャルが違いすぎるため、野田市の場合では、堤防敷きを通るサイクリングロ

ードから市街地に点在する観光拠点、商業施設や公共施設などに、いかにアプローチできるかが課題になると思う。

そこでサイクリストを受け入れ、自転車を軸とした観光振興事業を進めるためには、まずサイクルロードの整備が一番に考えられるが、同時に当市の魅力発信事業や民間企業との連携も重要である。

また、江戸川左岸自転車道のルートは下流の東京都まで続いており、広域な自治体間の連携も事業を進める上で必要であり、連携による付加価値も増やしていかなければならないと考える。

さらに、昨年の大学生観光まちづくりコンテストで、立教大学観光学部が「関東RiverCycRingステージ」で野田市を対象としたサイクリングロードを使った観光まちづくりを提案して野田市長賞を受賞しており、この提案が実現に向けて進むことに期待したい。

守山市においては、市長の強烈なリーダーシップのもと、「自転車を活用したまちづくり」として、バリアフリーの人にやさしい道路づくり等の県の補助を利用し、歩道と自転車道の分離、自転車道の整備が進められている。そのほか、自転車の購入費用補助や、JR西日本レンタカー&リースと連携した「スマート駅リンくん」事業などレンタサイクルにも力をいれており、野田市に無い自転車・カヌー・スカイスportsなど徹底したイメージ戦略を行うべきであると考えている。

